

令和 7 年 2 月 2 0 日 提 出

半 田 市 議 会 定 例 会 議 案

令和7年第2回半田市議会定例会議案目録

議案番号	件 名	ページ
報告 1	専決処分の報告について（工事請負契約の変更）	5
報告 2	専決処分の報告について（工事請負契約の変更）	11
2	令和6年度半田市一般会計補正予算第9号	17
3	令和6年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第5号	53
4	令和6年度半田市モーターボート競走事業特別会計補正予算第1号	63
5	令和6年度半田市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号	73
6	令和6年度半田市介護保険事業特別会計補正予算第4号	79
7	令和6年度半田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号	89
8	令和6年度半田市立半田病院事業会計補正予算第3号	99
9	令和7年度半田市一般会計予算	別 冊
10	令和7年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計予算	
11	令和7年度半田市JR半田駅前土地区画整理事業特別会計予算	
12	令和7年度地方独立行政法人知多半島総合医療機構病院事業債管理特別会計予算	
13	令和7年度半田市駐車場事業特別会計予算	
14	令和7年度半田市モーターボート競走事業特別会計予算	
15	令和7年度半田市国民健康保険事業特別会計予算	
16	令和7年度半田市介護保険事業特別会計予算	
17	令和7年度半田市後期高齢者医療事業特別会計予算	
18	令和7年度半田市水道事業会計予算	
19	令和7年度半田市下水道事業会計予算	
20	半田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	111
21	半田市青少年問題協議会条例の廃止について	113
22	半田市職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部改正について	115
23	半田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について	117
24	半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	119

25	半田市特別職員の給与に関する条例の一部改正について	121
26	半田市職員の給与に関する条例等の一部改正について	123
27	半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	155
28	半田市手数料条例の一部改正について	161
29	半田市使用料条例の一部改正について	183
30	半田市体育施設条例の一部改正について	187
31	半田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	189
32	半田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について	191
33	半田市犯罪被害者等支援条例の制定について	195
34	半田市道路占用料条例等の一部改正について	199
35	半田市都市公園条例の一部改正について	209
36	半田市水道事業給水条例の一部改正について	213
37	土地区画整理事業に伴う町の区域の変更について	215
38	和解及び損害賠償の額の決定について	219
39	和解及び損害賠償の額の決定について	221
40	和解及び損害賠償の額の決定について	223
41	和解及び損害賠償の額の決定について	225
42	市道路線の廃止について	227
43	市道路線の認定について	229

報告第1号

専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、工事請負契約の変更について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月20日提出

半田市長 久 世 孝 宏

- 1 工 事 名 （仮称）防災倉庫建設工事（週休2日）
- 2 工 事 場 所 半田市横山町190番地
- 3 変更前請負契約金額 金264,030,800円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金24,002,800円）
- 4 変更後請負契約金額 金272,019,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金24,729,000円）
- 5 変更による契約金増減額（増額） 金7,988,200円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金726,200円）
- 6 請負契約者 半田市幸町一丁目30番地
株式会社沢田工務店
代表取締役 澤 田 貞 雄

令和7年1月31日専決

半田市長 久 世 孝 宏

工 事 請 負 変 更 契 約 書

1. 工 事 名 (仮称) 防災倉庫建設工事 (週休2日)
2. 路線等の名称 なし
3. 工 事 場 所 半田市横山町190番地
4. 工 事 概 要 別添変更設計書のとおり
5. 工 期 原契約書のとおり
6. 変更前契約金額 金264,030,800円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金24,002,800円)
7. 変更後契約金額 金272,019,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金24,729,000円)
8. 変更額 増 額 金7,988,200円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金726,200円)
9. 特に定めた条件 原契約書のとおり

令和6年7月4日付けで締結した工事請負契約について、上記のとおり変更するものとする。ただし、変更契約についても当初の契約書に記載された条項を遵守するものとする。以上契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和7年1月31日

発 注 者 半田市東洋町二丁目1番地
半 田 市
半田市長 久世 孝宏

受 注 者 愛知県半田市幸町1-30
株式会社沢田工務店
代表取締役 澤田 貞雄

紙契約済

工 事 概 要

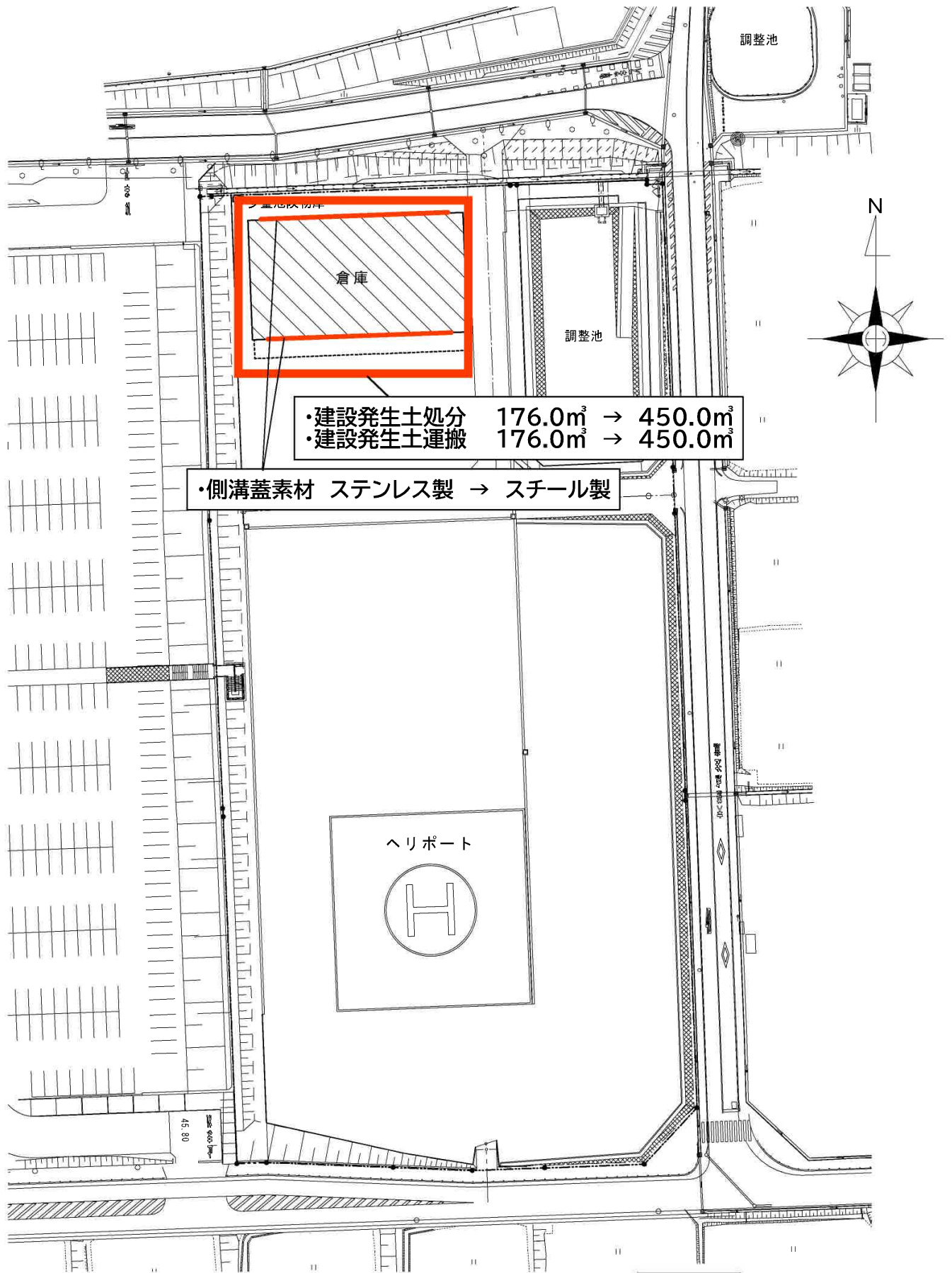
(仮称) 防災倉庫建設工事 (週休2日)

○変更内容

- | | |
|-----------|---|
| ・ 建設発生土処分 | 176.0 m ³ → 450.0 m ³ |
| ・ 建設発生土運搬 | 176.0 m ³ → 450.0 m ³ |
| ・ 側溝蓋素材 | ステンレス製 → スチール製 |

位置図





配置図



計画建物を示す

S=1/1,000

報告第2号

専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、工事請負契約の変更について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月20日提出

半田市長 久 世 孝 宏

- 1 工 事 名 防災広場整備工事（週休2日）
- 2 工 事 場 所 半田市横山町地内
- 3 変更前請負契約金額 金167,363,900円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金15,214,900円）
- 4 変更後請負契約金額 金168,305,500円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金15,300,500円）
- 5 変更による契約金増減額（増額） 金941,600円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金85,600円）
- 6 請負契約者 半田市栄町四丁目172番地
株式会社清久建設
代表取締役 榊 原 昭 仁

令和7年2月3日専決

半田市長 久 世 孝 宏

工 事 請 負 変 更 契 約 書

1. 工 事 名 防災広場整備工事（週休 2 日）
2. 路線等の名称
3. 工 事 場 所 半田市横山町地内
4. 工 事 概 要 別添変更設計書、仕様書及び図面のとおり
5. 工 期 原契約書のとおり
6. 変更前契約金額 金 1 6 7, 3 6 3, 9 0 0 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 1 5, 2 1 4, 9 0 0 円）
7. 変更後契約金額 金 1 6 8, 3 0 5, 5 0 0 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 1 5, 3 0 0, 5 0 0 円）
8. 変更額 増 額 金 9 4 1, 6 0 0 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 8 5, 6 0 0 円）
9. 特に定めた条件 原契約書のとおり

令和 6 年 9 月 1 3 日付けで締結した工事請負契約について、上記のとおり変更するものとする。

ただし、変更契約についても当初の契約書に記載された条項を遵守するものとする。

以上契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を所持する。

令和 7 年 2 月 3 日

発 注 者 半田市東洋町二丁目 1 番地
半 田 市
半田市長 久世 孝宏

受 注 者 愛知県半田市栄町 4－1 7 2
株式会社清久建設
代表取締役 榊原 昭仁

電子契約済

工 事 概 要

防災広場整備工事（週休 2 日）

○変更内容

①区画線工

・実線白・W=15 cm	5,440.0m	→	700.0m
・実線黄・W=45 cm	—	→	230.0m
・文字記号白・W=15 cm換算	—	→	1,070.0m

②排水構造物工(側溝工)

・PU1-300×360	—	→	30.0m
・PU3-250×250	—	→	34.0m

③舗装工(表層工)

・再生密粒度 As(13) t=5 cm	12,004.2 m ²	→	12,039.9 m ²
・改質 I 型 t=5 cm	492.8 m ²	→	403.1 m ²

④附帯施設工

・境界工(地先境界ブロック)	282.0m	→	206.0m
・張コンクリート工	—	→	63.0 m ²
・道路鋳設置工(φ100×20)	—	→	34 個

⑤擁壁工

・小型重力式用擁壁工	5.2m	→	0m
------------	------	---	----

位置図



配置図

②排水構造物工(側溝工)

- ・PU1-300×360 — → 30.0m
- ・PU3-250×250 — → 34.0m

④附帯施設工

- ・境界工(地先境界ブロック) 282.0m → 206.0m

⑤擁壁工

- ・小型重力式用擁壁工 5.2m → 0m

④附帯施設工

- ・張コンクリート工 — → 63.0^{m²}

③舗装工(表層工)

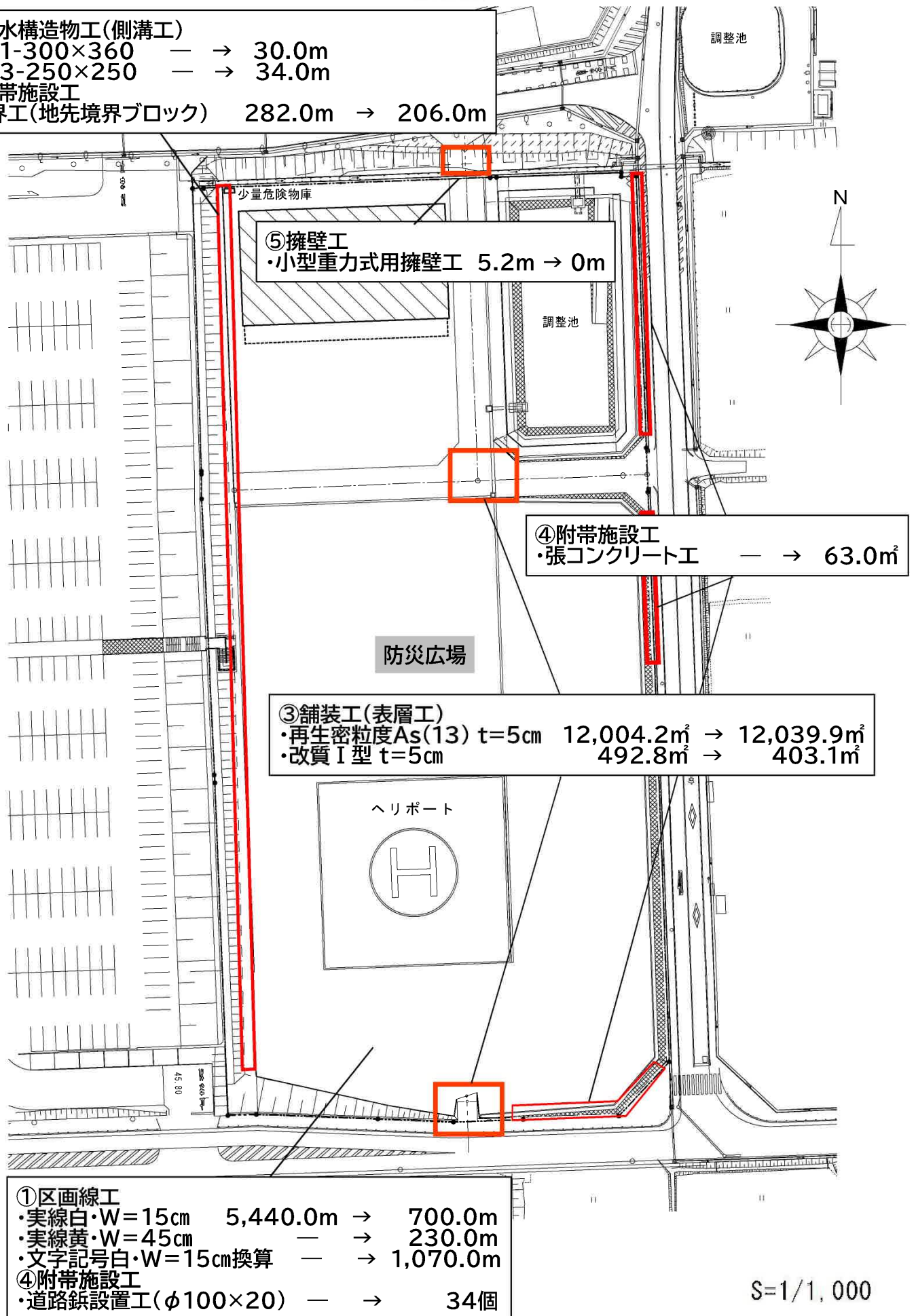
- ・再生密粒度As(13) t=5cm 12,004.2^{m²} → 12,039.9^{m²}
- ・改質I型 t=5cm 492.8^{m²} → 403.1^{m²}

①区画線工

- ・実線白・W=15cm 5,440.0m → 700.0m
- ・実線黄・W=45cm — → 230.0m
- ・文字記号白・W=15cm換算 — → 1,070.0m

④附帯施設工

- ・道路鋳設置工(φ100×20) — → 34個



議案第2号

令和6年度半田市一般会計補正予算第9号

令和6年度半田市の一般会計補正予算第9号は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,003,124千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,766,718千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年2月20日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 市税		23,718,846	669,694	24,388,540
	1 市民税	9,261,761	794,220	10,055,981
	2 固定資産税	11,382,507	△124,526	11,257,981
11 地方交付税		750,675	388,200	1,138,875
	1 地方交付税	750,675	388,200	1,138,875
15 国庫支出金		8,829,124	50,891	8,880,015
	1 国庫負担金	4,997,265	52,478	5,049,743
	2 国庫補助金	3,806,368	△1,587	3,804,781
16 県支出金		3,188,827	△47,578	3,141,249
	1 県負担金	1,870,537	26,820	1,897,357
	2 県補助金	1,043,391	△74,398	968,993
17 財産収入		156,541	30,324	186,865
	2 財産売払収入	1	30,324	30,325
18 寄附金		115,573	△13,285	102,288
	1 寄附金	115,573	△13,285	102,288
20 繰越金		1,125,674	210,527	1,336,201
	1 繰越金	1,125,674	210,527	1,336,201
21 諸収入		1,827,788	41,851	1,869,639
	5 収益事業収入	4,996	49,867	54,863

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	6 雑入	1,459,324	△8,016	1,451,308
22 市債		4,143,000	△327,500	3,815,500
	1 市債	4,143,000	△327,500	3,815,500
歳 入	合 計	50,763,594	1,003,124	51,766,718

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		4,886,848	672,184	5,559,032
	1 総務管理費	4,187,479	672,184	4,859,663
3 民生費		19,281,536	52,623	19,334,159
	1 社会福祉費	8,774,837	△3,394	8,771,443
	2 児童福祉費	9,112,289	56,017	9,168,306
4 衛生費		6,468,928	△28,818	6,440,110
	1 保健衛生費	2,891,050	0	2,891,050
	2 清掃費	3,577,878	△28,818	3,549,060
5 農林水産業費		157,109	4,480	161,589
	1 農業費	152,715	4,480	157,195
6 商工費		1,184,890	0	1,184,890
	1 商工費	1,184,890	0	1,184,890
7 土木費		5,503,774	241,836	5,745,610
	2 道路橋梁費	1,073,523	740	1,074,263
	5 都市計画費	3,848,356	241,096	4,089,452
8 消防費		1,810,652	81,279	1,891,931
	1 消防費	1,810,652	81,279	1,891,931
9 教育費		10,053,733	△20,460	10,033,273
	1 教育総務費	877,452	0	877,452

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	5 社会教育費	千円 1,238,040	千円 △20,460	千円 1,217,580
歳 出	合 計	50,763,594	1,003,124	51,766,718

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
			千円
4 衛生費	1 保健衛生費	地域脱炭素移行・再工業推進事業	16,260
6 商工費	1 商工費	企業立地・創業支援事業	62,509
8 消防費	1 消防費	防災広場整備事業	2,145
8 消防費	1 消防費	災害対策資機材等整備更新事業	81,279

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
戸籍等振り仮名記載事業 (戸籍振り仮名記載業務委託)	令和6年度から令和7年度まで	千円 4,046

廃 止

事 項	期 間	限 度 額
福祉文化会館更新事業 (基本構想策定委託)	令和6年度から令和7年度まで	千円 22,000

第4表 地方債補正

変 更

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
J R 武 豊線連 続立体 交差化 事業	千円 530,600	普通貸借又 は証券発行	6.0 % 以内	政府資金等融資 条件に定めのある 場合は、その融 資条件により、銀行その他 の場合には、そ の債権者と協定 するものによ る。ただし、市 財政の都合によ り据置期間及び 償還期限を短縮 し、又は繰上償 還もしくは借換 えすることができる。	千円 431,700	普通貸借又 は証券発行	6.0 % 以内	政府資金等融資 条件に定めのある 場合は、その融 資条件により、銀行その他 の場合には、そ の債権者と協定 するものによ る。ただし、市 財政の都合によ り据置期間及び 償還期限を短縮 し、又は繰上償 還もしくは借換 えすることができる。
計	530,600				431,700			

廃止

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新病院アクセス道路改良事業	千円 228,600	普通貸借又は証券発行	6.0% 以内	政府資金等融資条件に定めのある場合は、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは借換えすることができる。
計	228,600			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市税	23,718,846	669,694	24,388,540
1 1 地方交付税	750,675	388,200	1,138,875
1 5 国庫支出金	8,829,124	50,891	8,880,015
1 6 県支出金	3,188,827	△47,578	3,141,249
1 7 財産収入	156,541	30,324	186,865
1 8 寄附金	115,573	△13,285	102,288
2 0 繰越金	1,125,674	210,527	1,336,201
2 1 諸収入	1,827,788	41,851	1,869,639
2 2 市債	4,143,000	△327,500	3,815,500
歳 入 合 計	50,763,594	1,003,124	51,766,718

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	4,886,848	672,184	5,559,032
3 民生費	19,281,536	52,623	19,334,159
4 衛生費	6,468,928	△28,818	6,440,110
5 農林水産業費	157,109	4,480	161,589
6 商工費	1,184,890	0	1,184,890
7 土木費	5,503,774	241,836	5,745,610
8 消防費	1,810,652	81,279	1,891,931
9 教育費	10,053,733	△20,460	10,033,273
歳 出 合 計	50,763,594	1,003,124	51,766,718

補正額の財源内訳			
特 定 財 源 国 県 支 出 金 地 方 債 そ の 他			一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
0	0	△20,261	692,445
△46,806	0	1,379	98,050
2,997	0	0	△31,815
0	0	0	4,480
7,232	0	0	△7,232
0	△327,500	740	568,596
40,000	0	0	41,279
△110	0	598	△20,948
3,313	△327,500	△17,544	1,344,855

2 歳 入

1 款 市税

1 項 市民税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 個人	千円 7,389,625	千円 82,719	千円 7,472,344
2 法人	1,872,136	711,501	2,583,637
計	9,261,761	794,220	10,055,981

2 項 固定資産税

1 固定資産税	11,337,761	△124,526	11,213,235
計	11,382,507	△124,526	11,257,981

1 1 款 地方交付税

1 項 地方交付税

1 地方交付税	750,675	388,200	1,138,875
計	750,675	388,200	1,138,875

1 5 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	4,895,088	52,478	4,947,566
計	4,997,265	52,478	5,049,743

2 項 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	948,369	△41,587	906,782
------------	---------	---------	---------

節		説 明	
区 分	金 額		
1 現年課税分	82,719 ^{千円}	02 所得割	82,719 ^{千円}
1 現年課税分	711,501	02 法人税割	711,501

1 現年課税分	△124,526	03 償却資産	△124,526

1 地方交付税	388,200	01 普通交付税	388,200

1 社会福祉費負担金	16,214	40 障がい者等自立支援給付費負担金	16,214
2 児童福祉費負担金	36,264	05 児童発達支援等給付費負担金	15,879
		11 施設型給付費交付金	20,385

2 児童福祉費補助金	△36,252	18 出産・子育て応援給付金支給事務費補助金	1,980
		20 就学前教育・保育施設整備交付金	△32,874
		83 子ども・子育て支援施設整備交付金	△5,358

1 款 市税 1 1 款 地方交付税 1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
6 消防費国庫補助金	91,713	40,000	131,713
計	3,806,368	△1,587	3,804,781

1 6 款 県支出金 1 項 県負担金

1 民生費県負担金	1,859,732	19,588	1,879,320
6 商工費県負担金	0	7,232	7,232
計	1,870,537	26,820	1,897,357

2 項 県補助金

1 総務費県補助金	2,121	5,567	7,688
2 民生費県補助金	776,782	△79,855	696,927
8 教育費県補助金	69,661	△110	69,551

節		説 明	
区 分	金 額		
3 老人福祉費補助金	千円 △5,335	50 地域介護・福祉空間整備推進交付金	千円 △5,335
1 消防費補助金	40,000	04 新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）	40,000

1 社会福祉費負担金	8,107	50 障がい者等自立支援給付費負担金	8,107
3 児童福祉費負担金	11,481	05 児童発達支援等給付費負担金	7,939
		10 施設型給付費負担金	3,542
1 商工振興費負担金	7,232	01 石塚地区工業団地整備事業負担金	7,232

1 総務管理費補助金	5,567	03 元気な愛知の市町村づくり補助金	5,567
2 老人福祉費補助金	△89,754	73 介護施設等整備事業費補助金	△89,754
3 児童福祉費補助金	9,899	30 保育所等給食費軽減対策支援金	9,515
		42 福祉医療費支給事業補助金（子ども）	5,600
		79 愛知県子ども・子育て支援施設整備交付金	△5,216
1 教育総務費補助金	△110	08 教育支援体制整備事業費補助金	△110

15款 国庫支出金 16款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
計	1,043,391	△74,398	968,993

1 7 款 財産収入 2 項 財産売払収入

1 不動産売払収入	1	30,324	30,325
計	1	30,324	30,325

1 8 款 寄附金 1 項 寄附金

1 総務費寄附金	93,404	△15,262	78,142
2 民生費寄附金	16,769	1,379	18,148
3 教育費寄附金	3,747	598	4,345
計	115,573	△13,285	102,288

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

1 土地建物売払 収入	30,324	01 普通財産（土地）売払収入	30,324

1 総務管理費寄 附金	△15,262	01 企画費寄附金	△14,576
		02 社会福祉基金寄附金	△3,080
		03 環境保全基金寄附金	△414
		04 地域整備基金寄附金	10,000
		05 半田赤レンガ建物基金寄附金	△87
		06 国際交流基金寄附金	△6
		08 中心市街地活性化基金寄附金	△10
		14 緑化基金寄附金	△631
		15 新美南吉文学顕彰基金寄附金	△1,269
		16 観光振興基金寄附金	△600
		17 はんだ山車まつり基金寄附金	△2,382
		18 教育基金寄附金	△2,410
		20 文化財保存継承基金寄附金	203
1 児童福祉費寄 附金	1,379	02 児童福祉費寄附金	1,379
1 教育総務費寄 附金	598	03 学校地域協働支援員配置事業寄附金	598

20款 繰越金
1項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 繰越金	1,125,674	210,527	1,336,201
計	1,125,674	210,527	1,336,201

21款 諸収入
5項 収益事業収入

1 競艇事業収入	4,996	49,867	54,863
計	4,996	49,867	54,863

6項 雑入

1 雑入	1,459,324	△8,016	1,451,308
計	1,459,324	△8,016	1,451,308

22款 市債
1項 市債

2 土木債	870,400	△327,500	542,900
計	4,143,000	△327,500	3,815,500

節		説 明	
区 分	金 額		
1 繰越金	千円 210,527	01 前年度繰越金	千円 210,527

1 競艇事業収入	49,867	01 競艇事業収入	49,867

1 総務費雑入	△8,756	40 (一財)自治総合センターコミュニティ助成金	△1,300
		89 ふるさと納税事務費負担金	△7,456
6 土木費雑入	740	79 道路事故災害共済金	740

1 土木債	△327,500	12 地方道路整備事業債（新病院アクセス道路改良事業）	△228,600
		26 地方道路等整備事業債（道路事業）	△98,900

20款 繰越金 21款 諸収入 22款 市債

3 歳 出

2款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
5 財産管理費	372,820	691,759	1,064,579			寄附金 △686	692,445
6 企画費	70,613	△18,275	52,338			寄附金 △10,819 諸収入 △7,456	
12 諸費	1,366,362	△1,300	1,365,062			諸収入 △1,300	
計	4,187,479	672,184	4,859,663	0	0	△20,261	692,445

3款 民生費

1項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	4,486,915	91,695	4,578,610	国庫支出金 16,214 県支出金 8,107			67,374
2 老人福祉費	3,530,433	△95,089	3,435,344	国庫支出金 △5,335 県支出金 △89,754			
計	8,774,837	△3,394	8,771,443	△70,768	0	0	67,374

節		説 明	
区 分	金 額		
24 積立金	千円 691,759	20 基金積立金 01 基金積立金 24 積立金 国際交流基金積立金 中心市街地活性化基金積立金 観光振興基金積立金 半田赤レンガ建物基金積立金 環境保全基金積立金 社会福祉基金積立金 地域整備基金積立金 緑化基金積立金 新美南吉文学顕彰基金積立金 文化財保存継承基金積立金 教育基金積立金 はんだ山車まつり基金積立金 50 財政調整基金積立金 24 積立金 財政調整基金積立金	千円 691,759 △685 △685 △6 △10 △600 △87 △414 △3,080 10,000 △630 △1,269 203 △2,410 △2,382 692,444 692,444 692,444
11 役務費	△2	02 企画調整事務費 02 ふるさと納税事務	△18,275 △18,275
12 委託料	△14,261	11 役務費 郵便払込手数料	△2 △2
13 使用料及び賃借料	△4,012	12 委託料 ふるさと納税業務委託料 13 使用料及び賃借料 ソフトウェア使用料	△14,261 △14,261 △4,012 △4,012
18 負担金、補助及び交付金	△1,300	15 コミュニティ環境整備助成事業費 50 コミュニティ環境整備助成事業 18 負担金、補助及び交付金 コミュニティ振興助成金（自治総合センター）	△1,300 △1,300 △1,300 △1,300

19 扶助費	91,695	08 障がい者等自立支援事業費 51 障がい者等自立支援事業 19 扶助費 自立支援給付費 補装具給付費	91,695 91,695 91,695 86,975 4,720
18 負担金、補助及び交付金	△95,089	51 地域介護・福祉空間整備等事業費 01 地域介護・福祉空間整備等事業 18 負担金、補助及び交付金 地域介護・福祉空間整備等補助金	△95,089 △95,089 △95,089 △95,089

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	686,379	19,027	705,406	国庫支出金 13,344			5,683
2 児童福祉費	5,746,300	36,990	5,783,290	国庫支出金 △13,332 県支出金 21,380		寄附金 1,379	27,563
4 保育園費				県支出金 2,570			△2,570
計	9,112,289	56,017	9,168,306	23,962	0	1,379	30,676

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
12 委託料	1,980	11 市立保育園民営化事業費	17,047
		51 市立高根保育園民営化事業	17,047
18 負担金、補助 及び交付金	17,047	18 負担金、補助及び交付金	17,047
		民間保育所等整備費補助金	17,047
		25 出産・子育て応援給付金支給事業費	1,980
		02 出産・子育て応援給付金支給事務	1,980
		12 委託料	1,980
		情報システム改修委託料	1,980
11 役務費	51	02 子ども医療費助成事業費	26,000
		50 子ども医療費助成事業	26,000
12 委託料	26,507	19 扶助費	26,000
		子ども医療費扶助費	26,000
18 負担金、補助 及び交付金	△49,588	12 放課後児童健全育成事業費	5,091
		50 放課後児童健全育成事業	5,091
		18 負担金、補助及び交付金	5,091
		入所児童奨励費	5,091
19 扶助費	60,020	財源更正 (12 52 小学校児童放課後等居場所づくり事業)	
		15 児童発達支援等事業費	31,808
		50 児童発達支援等事業	31,808
		11 役務費	51
		児童発達支援等事業給付費審査支払手数料	51
		19 扶助費	31,757
		児童発達支援等事業給付費	30,934
		障がい児相談支援事業給付費	823
		50 民間保育所運営費	40,448
		50 民間保育所運営事業	39,219
		12 委託料	26,507
		民間保育所運営委託料	26,507
		18 負担金、補助及び交付金	10,449
		保育所等給食費軽減対策補助金 (県事業)	12,771
		保育所等給食費軽減対策補助金 (市事業)	△2,322
		19 扶助費	2,263
		施設型教育・保育給付費	2,263
		51 地域型保育事業	1,229
		18 負担金、補助及び交付金	1,229
		保育所等給食費軽減対策補助金 (県事業)	1,502
		保育所等給食費軽減対策補助金 (市事業)	△273
		52 民間保育施設建設費補助事業費	△66,357
		50 民間保育施設建設費補助事業	△66,357
		18 負担金、補助及び交付金	△66,357
		民間保育所等整備費補助金	△66,357
		財源更正 (02 55 保育園等登園準備負担軽減事業)	

4款 衛生費
1項 保健衛生費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
3 環境衛生費				県支出金 2,997			△2,997
計	2,891,050	0	2,891,050	2,997	0	0	△2,997

2項 清掃費

2 ごみ処理費	3,249,039	△23,922	3,225,117				△23,922
3 し尿処理費	185,749	△4,896	180,853				△4,896
計	3,577,878	△28,818	3,549,060	0	0	0	△28,818

5款 農林水産業費
1項 農業費

6 土地改良費	20,485	4,480	24,965				4,480
計	152,715	4,480	157,195	0	0	0	4,480

6款 商工費
1項 商工費

2 商工振興費				県支出金 7,232			△7,232
計	1,184,890	0	1,184,890	7,232	0	0	△7,232

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	財源更正（02 50 墓地区画台帳デジタル化事業）

18 負担金、補助 及び交付金	△23,922	03 知多南部広域環境組合負担金 50 知多南部広域環境組合負担金 18 負担金、補助及び交付金 知多南部広域環境組合負担金	△23,922 △23,922 △23,922 △23,922
18 負担金、補助 及び交付金	△4,896	10 中部知多衛生組合負担金 50 中部知多衛生組合負担金 18 負担金、補助及び交付金 中部知多衛生組合負担金	△4,896 △4,896 △4,896 △4,896

18 負担金、補助 及び交付金	4,480	02 土地改良事業費 55 農業用ため池保全・防災減災対策事業 18 負担金、補助及び交付金 土地改良施設耐震対策事業負担金	4,480 4,480 4,480 4,480

		財源更正（06 51 石塚地区工業団地整備事業）	

7款 土木費
2項 道路橋梁費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 道路橋梁総務費	千円 49,117	千円 740	千円 49,857	千円	千円	千円 諸収入 740	千円
3 道路新設改良費					△228,600		228,600
計	1,073,523	740	1,074,263	0	△228,600	740	228,600

5項 都市計画費

1 都市計画総務費					△98,900		98,900
2 土地区画整理費	489,778	241,096	730,874				241,096
計	3,848,356	241,096	4,089,452	0	△98,900	0	339,996

8款 消防費
1項 消防費

5 災害対策費	564,961	81,279	646,240	国庫支出金 40,000			41,279
計	1,810,652	81,279	1,891,931	40,000	0	0	41,279

9款 教育費
1項 教育総務費

3 学校教育指導費				県支出金 △110		寄附金 598	△488
計	877,452	0	877,452	△110	0	598	△488

節		説 明
区 分	金 額	
21 補償、補填及び賠償金	千円 740	02 道路橋梁管理事務費 千円 01 道路維持管理事業 740 21 補償、補填及び賠償金 740 道路瑕疵賠償金 740
		財源更正（02 54 新病院アクセス道路改良事業）

		財源更正（02 51 J R武豊線連続立体交差化事業）
27 繰出金	241,096	30 乙川中部土地地区画整理事業特別会計繰出金 241,096 50 乙川中部土地地区画整理事業特別会計繰出金 241,096 27 繰出金 241,096 乙川中部土地地区画整理事業特別会計繰出金 241,096

17 備品購入費	81,279	02 災害対策費 81,279 63 災害対策資機材等整備更新事業 81,279 17 備品購入費 81,279 防災対策用備品 81,279

		財源更正（02 61 学校地域協働支援員配置事業）

5 項 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6 福祉文化会館費	167,674	△20,460	147,214				△20,460
計	1,238,040	△20,460	1,217,580	0	0	0	△20,460

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 △20,460	02 福祉文化会館管理運営費 50 福祉文化会館更新事業 12 委託料 基本構想策定委託料	千円 △20,460 △20,460 △20,460 △20,460

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての令和5年度末までの支出額

事 項	限 度 額	債務負担行為に 基 づ く 支出負担行為額	5年度末までの 支出(見込)額	
			期 間	金 額
	千円	千円		千円
戸籍等振り仮名記載事業 (戸籍振り仮名記載業務委託)	4,046	—	—	—

又は支出額の見込み及び令和6年度以降の支出予定額等に関する調書

6年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		特 定 財 源				一 般 財 源
期 間	金 額	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度から 令和7年度まで	4,046	4,046				

令和6年度半田市一般会計補正予算第9号 歳入参考資料

(款) 15 国 庫 支 出 金

(単位：千円)

項目	節	補正前	補正後	比較増減
	区分 / 金額			
1	国庫負担金			
	1 民生費国庫負担金			
	1 社会福祉費負担金 16,214	障がい者等自立支援 給付費負担金 2,436,601×1/2 1,218,300	障がい者等自立支援 給付費負担金 2,469,029×1/2 1,234,514	16,214
	2 児童福祉費負担金 36,264	児童発達支援等 給付費負担金 666,996×1/2 333,498	児童発達支援等 給付費負担金 698,754×1/2 349,377	15,879
		施設型給付費交付金 353,672	施設型給費交付金 374,057	20,385
2	国庫補助金			
	2 民生費国庫補助金			
	2 児童福祉費補助金 △ 36,252		出産・子育て応援給付金 支給事務費補助金 1,980×10/10 1,980	1,980
		就学前教育・保育施設 整備交付金 661,894×1/2 330,947	就学前教育・保育施設 整備交付金 596,146×1/2 298,073	△ 32,874
		子ども・子育て支援施設 整備交付金 31,298×2/3 20,865	子ども・子育て支援施設 整備交付金 23,261×2/3 15,507	△ 5,358
	3 老人福祉費補助金 △ 5,335	地域介護・福祉空間整備 推進交付金 22,924×10/10 22,924	地域介護・福祉空間整備 推進交付金 17,589×10/10 17,589	△ 5,335
6	消防費国庫補助金			
	1 消防費補助金 40,000		新しい地方経済・生活環境 創生交付金（地域防災緊急 整備型） 80,000×1/2 40,000	40,000

(款) 16 県 支 出 金

(単位：千円)

項 目	節		補 正 前	補 正 後	比較増減
	区 分	金 額			
1	県負担金				
	1 民生費県負担金				
	1 社会福祉費負担金	8,107	障がい者等自立支援 給付費負担金 2,436,601×1/4	障がい者等自立支援 給付費負担金 2,469,029×1/4	8,107
	3 児童福祉費負担金	11,481	児童発達支援等 給付費負担金 666,996×1/4	児童発達支援等 給付費負担金 698,754×1/4	7,939
			施設型給付費負担金 147,384	施設型給付費負担金 150,926	3,542
	6 商工費県負担金				
	1 商工振興費負担金	7,232		石塚地区工業団地整備 事業負担金 11,310×0.6395	7,232
2	県補助金				
	1 総務費県補助金				
	1 総務管理費補助金	5,567	元気な愛知の市町村づくり 補助金 1,000	元気な愛知の市町村づくり 補助金 6,567	5,567
	2 民生費県補助金				
	2 老人福祉費補助金	△ 89,754	介護施設等整備事業費 補助金 95,440×10/10	介護施設等整備事業費 補助金 8,530×2/3	△ 89,754
	3 児童福祉費補助金	9,899		保育所等給食費軽減 対策支援金 14,273×2/3	9,515
			福祉医療費支給事業 補助金（子ども） 260,159×1/2	福祉医療費支給事業 補助金（子ども） 271,359×1/2	5,600
			愛知県子ども・子育て 支援施設整備交付金 31,298×1/6		△ 5,216
	8 教育費県補助金				
	1 教育総務費補助金	△ 110	教育支援体制整備 事業費補助金 10,047	教育支援体制整備 事業費補助金 9,937	△ 110

(款) 22 市 債

(単位：千円)

項 目	節		補 正 前	補 正 後	比較増減
	区 分	金 額			
1	市 債				
	2 土木債				
	1 土木債	△ 327,500	地方道路整備事業債 (新病院アクセス道路改良事業) 254,078×90%		△ 228,600
			地方道路整備事業債 (道路事業) 109,968×90%		△ 98,900

令和6年度半田市一般会計補正予算第9号 歳入参考資料（寄附一覧）

（款）18 寄 附 金

（単位：円）

項	目	節	細 節	寄附者名および寄附金額
			寄附の目的	
1	寄附金			
	1	総務費寄附金		
		1	総務管理費寄附金	
		2	社会福祉基金寄附金	400千円
			地域福祉のために	半田遊技業組合 組合長 新美 保則 様 250,000
				服部 善満 様 50,000
			子育て支援のために	熊崎 宏 様 100,000
		3	環境保全基金寄附金	410千円
			環境保全のために	日本ガイシ株式会社 知多事業所 様 310,000
				SAKE RISE株式会社 様 100,000
		18	教育基金寄附金	126千円
			教育環境充実のために	半田山車祭り保存会 会長 加藤 順三 様 126,000

議案第3号

令和6年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第5号

令和6年度半田市の乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第5号は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の廃止は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年2月20日提出

半田市長 久 世 孝 宏

第1表 歳入予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 財産収入		千円 106,599	千円 △91,996	千円 14,603
	1 財産売払収入	106,450	△91,996	14,454
3 繰入金		326,152	241,096	567,248
	1 他会計繰入金	326,152	241,096	567,248
4 市債		149,100	△149,100	0
	1 市債	149,100	△149,100	0
歳 入 合 計		801,998	0	801,998

第2表 地方債補正

廃止

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
乙川中部土地区画整理事業	千円 149,100	普通貸借又は証券発行	6.0% 以内	政府資金等融資条件に定めのある場合は、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは借換えすることができる。
計	149,100			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 財産収入	106,599	△91,996	14,603
3 繰入金	326,152	241,096	567,248
4 市債	149,100	△149,100	0
歳入合計	801,998	0	801,998

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 乙川中部土地区画整理費	566,976	0	566,976
歳出合計	801,998	0	801,998

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他
千円	千円	千円	千円
0	△149,100	△91,996	241,096
0	△149,100	△91,996	241,096

2 歳 入

2 款 財産収入

1 項 財産売却収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 保留地売却収入	千円 106,450	千円 △91,996	千円 14,454
計	106,450	△91,996	14,454

3 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	326,152	241,096	567,248
計	326,152	241,096	567,248

4 款 市債

1 項 市債

1 土地区画整理事業債	149,100	△149,100	0
計	149,100	△149,100	0

節		説 明
区 分	金 額	
1 保留地売払収 入	^{千円} △91,996	^{千円}

1 一般会計繰入 金	241,096	

1 土地区画整理 事業債	△149,100	

3 歳 出

1 款 乙川中部土地区画整理費

1 項 乙川中部土地区画整理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 乙川中部土 地区画整理 費					△149,100	財産収入 △91,996	241,096
計	566,976	0	566,976	0	△149,100	△91,996	241,096

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	財源更正（02 50 乙川中部土地区画整理事業）

令和6年度 半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第5号 歳入参考資料

(款) 4 市 債

(単位：千円)

項 目	節		補 正 前	補 正 後	比較増減
	区 分 / 金 額				
1	市債				
	1	土地区画整理事業債			
		1 土地区画整理事業債 △ 149,100	公共事業等債 (道路事業) 42,500 47,480×90%		△ 42,500
			一般単独事業債 (土地区画整理事業) 106,600 142,440×75%		△ 106,600
款 計	△ 149,100		149,100		△ 149,100

議案第4号

令和6年度半田市モーターボート競走事業特別会計補正予算第1号

令和6年度半田市のモーターボート競走事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49,867千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,129千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月20日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業収入		千円 5,000	千円 47,500	千円 52,500
	1 事業収入	5,000	47,500	52,500
4 繰越金		0	2,367	2,367
	1 繰越金	0	2,367	2,367
歳 入 合 計		5,262	49,867	55,129

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰出金		千円 4,996	千円 49,867	千円 54,863
	1 繰出金	4,996	49,867	54,863
歳	出	合	計	
		5,262	49,867	55,129

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 事業収入	5,000	47,500	52,500
4 繰越金	0	2,367	2,367
歳入合計	5,262	49,867	55,129

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 繰出金	4,996	49,867	54,863
歳出合計	5,262	49,867	55,129

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 国 県 支 出 金	定 地 方 債	財 源 そ の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
0	0	49,867	0
0	0	49,867	0

2 歳 入

1 款 事業収入

1 項 事業収入

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 事業収入	5,000	47,500	52,500
計	5,000	47,500	52,500

4 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	0	2,367	2,367
計	0	2,367	2,367

節		説 明
区 分	金 額	
1 競艇事業収入	千円 47,500	千円

1 繰越金	2,367	

3 歳 出

2款 繰出金

1項 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般会計繰出金	4,996	49,867	54,863			事業収入 47,500 繰越金 2,367	
計	4,996	49,867	54,863	0	0	49,867	0

節		説 明	
区 分	金 額		
27 繰出金	千円 49,867	02 一般会計繰出金 01 一般会計繰出金 27 繰出金 一般会計繰出金	千円 49,867 49,867 49,867 49,867

議案第5号

令和6年度半田市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号

令和6年度半田市の国民健康保険事業特別会計補正予算第4号は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 事業勘定の歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

令和7年2月20日提出

半田市長 久 世 孝 宏

第1表 歳入予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰入金		千円 761,763	千円 △28,659	千円 733,104
	2 基金繰入金	146,431	△28,659	117,772
5 繰越金		1,589	28,659	30,248
	1 繰越金	1,589	28,659	30,248
歳 入 合 計		10,199,960	0	10,199,960

歳入補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 繰入金	761,763	△28,659	733,104
5 繰越金	1,589	28,659	30,248
歳入合計	10,199,960	0	10,199,960

2 歳 入

4 款 繰入金 2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険支払準備基金繰入金	千円 146,431	千円 △28,659	千円 117,772
計	146,431	△28,659	117,772

5 款 繰越金 1 項 繰越金

1 繰越金	1,589	28,659	30,248
計	1,589	28,659	30,248

節		説 明
区 分	金 額	
1 国民健康保険 支払準備基金 繰入金	^{千円} △28,659	^{千円}

1 繰越金	28,659	

議案第6号

令和6年度半田市介護保険事業特別会計補正予算第4号

令和6年度半田市の介護保険事業特別会計補正予算第4号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,614千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,781,941千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月20日提出

半田市長 久 世 孝 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰入金		千円 1,501,976	千円 △33,214	千円 1,468,762
	2 基金繰入金	33,214	△33,214	0
8 繰越金		71,051	77,828	148,879
	1 繰越金	71,051	77,828	148,879
歳 入 合 計		9,737,327	44,614	9,781,941

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		千円 150	千円 44,614	千円 44,764
	1 基金積立金	150	44,614	44,764
歳 出 合 計		9,737,327	44,614	9,781,941

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 繰入金	1,501,976	△33,214	1,468,762
8 繰越金	71,051	77,828	148,879
歳入合計	9,737,327	44,614	9,781,941

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 基金積立金	150	44,614	44,764
歳出合計	9,737,327	44,614	9,781,941

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 国 県 支 出 金	定 地 方 債	源 そ の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
0	0	0	44,614
0	0	0	44,614

2 歳 入

7款 繰入金 2項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 33,214	千円 △33,214	千円 0
計	33,214	△33,214	0

8款 繰越金 1項 繰越金

1 繰越金	71,051	77,828	148,879
計	71,051	77,828	148,879

節		説 明
区 分	金 額	
1 介護給付費準備基金繰入金	^{千円} △33,214	^{千円}

1 繰越金	77,828	

3 歳 出

4 款 基金積立金

1 項 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護給付費 準備基金積 立金	150	44,614	44,764				44,614
計	150	44,614	44,764	0	0	0	44,614

節		説 明	
区 分	金 額		
24 積立金	千円 44,614	02 介護給付費準備基金積立金	千円 44,614
		50 介護給付費準備基金積立金	44,614
		24 積立金	44,614
		介護給付費準備基金積立金	44,614

議案第7号

令和6年度半田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号

令和6年度半田市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,299千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,988,535千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月20日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,618,268	千円 38,299	千円 1,656,567
	1 後期高齢者医療保険料	1,618,268	38,299	1,656,567
歳 入	合 計	1,950,236	38,299	1,988,535

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		千円 1,937,696	千円 38,299	千円 1,975,995
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	1,937,696	38,299	1,975,995
歳	出	合	計	
		1,950,236	38,299	1,988,535

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 後期高齢者医療保険料	1,618,268	38,299	1,656,567
歳入合計	1,950,236	38,299	1,988,535

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1,937,696	38,299	1,975,995
歳出合計	1,950,236	38,299	1,988,535

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 国 県 支 出 金	定 地 方 債	財 源 そ の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
0	0	0	38,299
0	0	0	38,299

2 歳 入

1 款 後期高齢者医療保険料

1 項 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 特別徴収保険料	千円 954,714	千円 △36,502	千円 918,212
2 普通徴収保険料	663,554	74,801	738,355
計	1,618,268	38,299	1,656,567

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	^{千円} △36, 502	^{千円}
1 現年度分	74, 591	
2 滞納繰越分	210	

3 歳 出

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	1,937,696	38,299	1,975,995				38,299
計	1,937,696	38,299	1,975,995	0	0	0	38,299

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	千円 38,299	02 後期高齢者医療広域連合納付金 01 後期高齢者医療広域連合納付金 18 負担金、補助及び交付金 保険料等負担金	千円 38,299 38,299 38,299 38,299

議案第8号

令和6年度半田市立半田病院事業会計補正予算第3号

(総 則)

第1条 令和6年度半田市立半田病院事業会計の補正予算第3号は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和6年度半田市立半田病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(項 目)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(2) 年間患者数			
外 来	204,120 人	△5,832 人	198,288 人
(3) 1日平均患者数			
外 来	840 人	△24 人	816 人

(収益的收入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	15,404,880 千円	402,851 千円	15,807,731 千円
第1項 医 業 収 益	14,365,464 千円	402,851 千円	14,768,315 千円
支 出			
第1款 病院事業費用	18,962,902 千円	147,346 千円	19,110,248 千円
第1項 医 業 費 用	16,524,718 千円	141,000 千円	16,665,718 千円
第2項 医業外費用	2,333,310 千円	6,346 千円	2,339,656 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的收入の予定額を次のとおり補正し、本文かっこ書中「不足する額 504,537 千円」を「不足する額 399,911 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 449,558 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 344,932 千円」に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的收入	19,991,504 千円	104,626 千円	20,096,130 千円
第5項 寄附金	20,485 千円	104,626 千円	125,111 千円

(たな卸資産購入限度額)

第5条 予算第11条に定めたたな卸資産購入限度額「2,120,800 千円」を「2,275,900 千円」に改める。

令和7年2月20日提出

半田市長 久 世 孝 宏

令和6年度半田市立半田病院事業会計補正予算実施計画

収 益 の 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業収益			千円 15,404,880	千円 402,851	千円 15,807,731
	1 医 業 収 益		14,365,464	402,851	14,768,315
		1 入 院 収 益	9,627,680	329,368	9,957,048
		2 外 来 収 益	3,951,763	73,483	4,025,246

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業費用			千円 18,962,902	千円 147,346	千円 19,110,248
	1 医 業 費 用		16,524,718	141,000	16,665,718
		2 材 料 費	4,453,303	141,000	4,594,303
	2 医 業 外 費 用		2,333,310	6,346	2,339,656
		3 雑 損 失	1,987,367	6,346	1,993,713

資 本 的 収 入 及 び 支 出
収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 的 収 入			千円 19,991,504	千円 104,626	千円 20,096,130
	5 寄 附 金		20,485	104,626	125,111
		1 寄 附 金	20,485	104,626	125,111

令和6年度半田市立半田病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	△ 3,321,679
減価償却費	820,922
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 3,720
引当金の増減額（△は減少）	164,565
長期前受金戻入額	△ 440,940
受取利息及び受取配当金	△ 44
支払利息	312,636
固定資産除却費	219,379
修学資金返還免除額	5,730
未収金の増減額（△は増加）	180,015
未払金の増減額（△は減少）	120,047
前払費用の増減額（△は増加）	0
前受金の増減額（△は減少）	△ 23,600
たな卸資産の増減額（△は増加）	△ 17,850
小計	△ 1,984,539
利息及び配当金の受取額	44
利息の支払額	△ 312,636
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,297,131

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 18,327,522
有形固定資産の売却による収入	2
投資の取得等による支出	△ 3,300
基金繰入による収入	37,392
寄附金による収入	125,111
県補助金等による収入	254,778
一般会計からの繰入金による収入	137,810
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 17,775,729

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	19,242,800
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 270,787
他会計からの出資による収入	298,843
リース債務の支払による支出	△ 59,874
財務活動によるキャッシュ・フロー	19,210,982

資金増加額	△ 861,878
資金期首残高	7,627,860
資金期末残高	6,765,982

令和6年度半田市立半田病院事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1)有形固定資産

イ 土 地		2,401,353	
ロ 建 物	7,184,390		
減価償却累計額	<u>△ 5,571,796</u>	1,612,594	
ハ 附 帯 設 備	6,170,686		
減価償却累計額	<u>△ 5,585,365</u>	585,321	
ニ 構 築 物	236,936		
減価償却累計額	<u>△ 196,856</u>	40,080	
ホ 器 械 備 品	7,134,389		
減価償却累計額	<u>△ 6,281,249</u>	853,140	
ヘ 車 両	33,170		
減価償却累計額	<u>△ 29,380</u>	3,790	
ト リ ー ス 資 産	318,396		
減価償却累計額	<u>△ 239,764</u>	78,632	
チ 建 設 仮 勘 定		<u>30,300,831</u>	
有形固定資産合計			35,875,741

(2)無形固定資産

イ 電 話 加 入 権		940	
ロ ソ フ ト ウ ェ ア		<u>133,640</u>	
無形固定資産合計			134,580

(3)投 資

イ 長 期 貸 付 金	9,598		
貸 倒 引 当 金	<u>△ 3,000</u>	6,598	
ロ 基 金		<u>0</u>	
投 資 合 計			<u>6,598</u>
固定資産合計			36,016,919

2 流 動 資 産

(1)現 金 預 金		6,765,982	
(2)未 収 金	2,734,336		
貸 倒 引 当 金	<u>△ 27,990</u>	2,706,346	
(3)貯 蔵 品		43,707	
(4)前 払 費 用		2,411	
流動資産合計			<u>9,518,446</u>
資 産 合 計			<u><u>45,535,365</u></u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	31,075,374	31,075,374
---------------------------	------------	------------

(2) リース債務		27,771
-----------	--	--------

(3) 引 当 金

イ 退職給付引当金	2,566,623	
□ 修繕引当金	1,787	
引当金合計		2,568,410

固定負債合計		33,671,555
--------	--	------------

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	593,440	593,440
---------------------------	---------	---------

(2) リース債務		53,720
-----------	--	--------

(3) 未払金		1,195,606
---------	--	-----------

(4) 引 当 金

イ 賞与引当金	395,283	
□ 法定福利費引当金	72,833	
引当金合計		468,116

(5) 預り金		1,000
---------	--	-------

(6) 未払消費税	0	
-----------	---	--

流動負債合計		2,311,882
--------	--	-----------

5 繰 延 収 益

長期前受金	3,133,117	
-------	-----------	--

収益化累計額	△ 2,745,714	
--------	-------------	--

繰延収益合計		387,403
--------	--	---------

負債合計		36,370,840
------	--	------------

資 本 の 部

6 資 本 金

10,244,236

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 寄附金	208,657	
□ 基金運用益	4,423	
ハ 受贈財産評価額	2,067	
資本剰余金合計		215,147

(2) 利 益 剰 余 金

イ 減債積立金	0	
□ 当年度未処分利益剰余金	△ 1,294,858	
利益剰余金合計		△ 1,294,858

剰余金合計		△ 1,079,711
-------	--	-------------

資本合計		9,164,525
------	--	-----------

負債資本合計		45,535,365
--------	--	------------

令和6年度半田市立半田病院事業会計補正予算事項別明細書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 病院事業収益			15,404,880	402,851	15,807,731
	1 医業収益		14,365,464	402,851	14,768,315
		1 入院収益	9,627,680	329,368	9,957,048
		2 外来収益	3,951,763	73,483	4,025,246

支 出

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 病院事業費用			18,962,902	147,346	19,110,248
	1 医業費用		14,365,464	147,346	14,512,810
		2 材料費	4,453,303	141,000	4,594,303
	2 医業外費用		2,333,310	6,346	2,339,656
		3 雑損失	1,987,367	6,346	1,987,367

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 入 院 収 益	329,368	年間延患者数 126,680人 (R6.4～R7.2診療日数334日 一日平均370人、R7.3診療日数31日 一日平均100人) 一人当たり単価 78,600円
1 外 来 収 益	73,483	年間延患者数 198,288人 (診療日数243日 一日平均816人) 一人当たり単価 20,300円

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 薬 品 費	141,000	一般薬品 141,000
1 その他雑損失	6,346	貯蔵品消費税額 13,802 ふるさと納税返礼品負担金 △ 7,456

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 収 入			19,991,504	104,626	20,096,130
	5 寄 附 金		20,485	104,626	125,111
		1 寄 附 金	20,485	104,626	125,111

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 寄 附 金	104,626	一般寄附金 116,650千円 116,650 ふるさと納税 8,461千円 △ 12,024

令和6年度半田市立半田病院事業会計補正予算第3号 参考資料（寄附一覧）

（款）1 資本的収入

（単位：円）

項	目	節	細 節	寄附者名および寄附金額
			寄附の目的	
5			寄附金	
	1		寄附金	
		1	寄附金	
			1 一般寄附金	116,650千円
			半田病院のために	
			一般社団法人半田市医師会 様	100,000,000
			一般社団法人半田市医師会健康管理センター 様	2,000,000
			株式会社Mizkan 様	1,000,000
			医療法人青山外科 理事長 中條 武秀 様	1,000,000
			赤崎 知彦 様	1,000,000
			医療法人桂葉会 住吉町クリニック 様	1,000,000
			酒井内科・皮フ科 酒井 庸禎 様	1,000,000
			株式会社CAC 様	500,000
			西川 承 様	500,000
			医療法人日比整形外科 理事長 日比 敦夫 様	500,000
			医療法人ふれあい会 理事長 政本 進午 様	300,308
			間瀬 武則 様	300,000
			辻 祥孝 様	200,000
			神出 敏影 様	200,000
			鈴木 節子 様	200,000
			竹本 達哉 様	200,000
			日高 研 様	200,000
			匿名（5名）	6,750,000

議案第二十号

半田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部改正について

半田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年二月二十日提出

半田市長 久世 孝 宏

半田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

半田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例（平成二十七年半田市条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第八項」を「第九項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

議案第二十一号

半田市青少年問題協議会条例の廃止について

半田市青少年問題協議会条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和七年二月二十日提出

半田市長 久世 孝宏

半田市青少年問題協議会条例を廃止する条例

半田市青少年問題協議会条例（昭和五十一年半田市条例第三十二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

議案第二十二号

半田市職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部改正について

半田市職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年二月二十日提出

半田市長 久世 孝宏

半田市職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

半田市職員の分限の手続及び効果に関する条例（昭和二十六年半田市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

半田市職員の分限の手続及び効果並びに失職の特例に関する条例

第一条中「第二十八条第三項」の下に「及び第四項」を、「効果」の下に「並びに失職の特例」を加える。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

第七条 任命権者は、職務上の過失による事故又は過失による交通事故に係る罪により拘禁刑に処せられ、その刑の全部の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この条例の施行の日から令和七年五月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の半田市職員の分限の手続及び効果並びに失職の特例に関する条例第七条第一項の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮刑」とする。同年六月一日以後における同日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

議案第二十三号

半田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

半田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年二月二十日提出

半田市長 久世 孝 宏

半田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(半田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第一条 半田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年半田市条例第四号)の一部を次のように改正する。

第八条の三第二項中「三歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)」に改める。

第八条の三第四項中「第二項中「三歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり」を「並びに第二項」に改める。

第十五条第一項中「定める者」の下に「(第十七条の二第二項において「配偶者等」という。)」を加える。

第十七条の次に次の二条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第十七条の二 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度(四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第十七条の三 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- 三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（半田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第二条 半田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年半田市条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条中「第九条第三項」を「第九条第二項」に改める。

（半田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第三条 半田市職員の育児休業等に関する条例（平成四年半田市条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第三項中「第六十一条第三十二項において読み替えて準用する同条第二十九項」を「第六十一条の二十項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の半田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第八条の第三項の規定による請求（三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、当該請求を行うことができる。

議案第二十四号

半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年二月二十日提出

半田市長 久世 孝 宏

半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年半田市条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「五十四万七千円」を「五十五万五千円」に、「四十九万六千円」を「五十万三千円」に、「四十六万円」を「四十六万円六千円」に改める。

第五条第二項の表中「 $\frac{170}{100}$ 」を「 $\frac{172.5}{100}$ 」に、「 $\frac{175}{100}$ 」を「 $\frac{172.5}{100}$ 」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

議案第二十五号

半田市特別職員の給与に関する条例の一部改正について

半田市特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年二月二十日提出

半田市長 久世孝宏

半田市特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

半田市特別職員の給与に関する条例（昭和二十九年半田市条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「百六万千円」を「百七万六千円」に改め、同条第二号中「八十七万三千円」を「八十八万五千円」に改め、同条第三号中「七十七万四千円」を「七十八万五千円」に改める。

第五条第二項の表中「 $\frac{170}{100}$ 」を「 $\frac{172.5}{100}$ 」に、「 $\frac{175}{100}$ 」を「 $\frac{172.5}{100}$ 」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

議案第二十六号

半田市職員の給与に関する条例等の一部改正について

半田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年二月二十日提出

半田市長 久世 孝 宏

半田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(半田市職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 半田市職員の給与に関する条例(昭和二十九年半田市条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「宿日直手当」の下に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

第四条第一項中「から別表第八まで」を削り、同条第二項中「別表第九から別表第十六まで」を「別表第二」に改める。

第五条第五項中「五十五歳(市長が規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの)を超える」を「次に掲げる」に改め、同項に次の二号を加える。

一 五十五歳(市長が規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの)を超える職員

二 行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員

第十一条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号」を「次項第二号から第五号」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第三項において「扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「九級職員等」という。)」を削り、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第一号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)」については一人につき一万三千円、扶養親族たる父母等に」に改め、「(以下「八級職員等」という。)」及び「、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)」については一人につき一万円」を削り、同条第四項中「(以下「特定期

間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前四項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十二条の二第三項及び第四項を削る。

第十二条の三第一項第二号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第十三条の二第三項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他市長が規則で定める者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。）」を削る。

第十四条第二項中「支給を受ける者の範囲、手当の額及び支給の方法」を「勤務内容及び手当の額」に、「市長が定める」を「別表第三に定めるところによる」に改め、同条に次の三項を加える。

3 特殊勤務手当は、当該特殊勤務に従事した日の属する月の翌月の給料の支給日（第六条第二項に規定する給料の支給日という。）に支給する。

4 職員が勤務内容を異にする二以上の職務に従事したときは、これを併給することができる。

5 前四項に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第二十条第一項中「第三項」を「次項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十一条中「並びに前条第一項及び第二項」を「及び前条第一項」に改める。第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十三条の二 管理職員特別勤務手当は、第十条第一項の規定により管理職手当を受ける職員（次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第

五条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合に、当該職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後十時から翌日の午前五時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）とする。

一 第一項に規定する場合 同項の勤務一回につき、一万円を超えない範囲内において市長が規則で定める額

二 前項に規定する場合 同項の勤務一回につき、五千円を超えない範囲内において市長が規則で定める額

4 前三項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第二十四条第二項中「、六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に改め、同条第三項中「六月に支給する場合には同項中の「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十八・七五」とし、十二月に支給する場合には同項中の「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十一・二五」」を「同項中の「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」」に改める。

第二十四条の二及び第二十四条の三中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十五条第二項第一号中「、六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百七・五」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「、六月に支給する場合には百分の四十八・七五、十二月に支給する場合には百分の五十一・二五」を「百分の五十」に改める。

第二十七条中「、第十一条、第十二条及び第十二条の三」を「及び第十一条」に改める。

第二十七条の二中「から第十二条」を「から第十一条」に、「第十六条から第十八条まで及び第二十五条」を「及び第十六条から第十八条まで」に改める。
第二十七条の三中「第十二条まで、第十二条の三及び第二十五条」を「第十一条まで及び第十二条の三」に改める。

第二十八条中「、扶養手当」を削る。

別表第一を次のように改める。

(別紙のとおり)

別表第一の二から別表第八までを削り、別表第九を次のように改める。

(別紙のとおり)

別表第九を別表第二とし、別表第九の二から別表第十六までを削る。

別表に次の一表を加える。

(別紙のとおり)

(半田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第二条 半田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年半田市条例第二十七号)を次のように改正する。

附則第十五条第七項中「、第十二条並びに第十二条の三」を削る。

附則第十六条中「第九条第三項」を「第九条第二項」に改める。

(半田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第三条 半田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和六十三年半田市条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「宿日直手当」の下に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

第五条第一項中「第一号及び第三号から第六号まで」を「第二号から第五号まで」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条に次の一項を加える。

2 特殊勤務手当の種類、勤務内容及び手当の額は、別表に定めるところによる。
第十三条の次に次の一条を加える。

(管理職員特別勤務手当)

第十三条の二 管理職員特別勤務手当は、第四条の規定により管理職手当を受ける職員(次項において「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他

の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合に、当該職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後十時から翌日の午前五時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第二十条中「、第七条」を削る。

附則の次に次の別表を加える。

（別紙のとおり）

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条中第二十四条の二及び第二十四条の三の改正規定は、令和七年六月一日から施行する。

（号給の切替え）

第二条 令和七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてこの条例による改正前の半田市職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）別表第一及び別表第一の二の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第三条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料表の切替え）

第四条 切替日の前日において改正前の給与条例別表第三又は別表第四の給料表のいずれかの適用を受けていた職員（以下「切替職員」という。）の切替日における給料表は、第一条の規定による改正後の半田市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第一の一の給料表を適用する。

（職務の級及び号給の切替え）

第五条 切替職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）及び号給は、切替日の前日にその者が属していた職務の級及び号給に応じて、市長が定めるところにより、決定するものとする。

（権衡上必要がある場合の号給の調整）

第六条 切替職員で他の切替職員との権衡上調整の必要があると認められるものの新級における号給については、その権衡上必要があると認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

第七条 切替職員で切替日においてその者の受ける給料月額が切替日の前日においてその者の受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

（令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第八条 切替日から令和八年三月三十一日までの間における改正後の給与条例第十条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員に対しては」と、同条第二項中「五 重度障がい者」とあるのは

「五 重度障がい者

六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第三項中「一万三千元」とあるのは「一万千五百円」と、「とする」とあるのは「、前項第六号に該当する扶養親族については三千元とする」とする。

2 切替日から令和八年三月三十一日までの間における第三条の規定による改正後の半田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第五条の規定の適

用については、同条第一項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、第三条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるものものに対しては」と、同条第二項中「五 重度心身障がい者」とあるのは

「五 重度心身障がい者

六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

第九条 改正後の給与条例第十三条の二第三項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う整理に関する経過措置）

第十条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の給与条例第二十四条の二及び第二十四条の三の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者となす。

（委任）

第十一条 附則第二条から第九条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第1（第4条関係）

1 行政職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500			
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			

51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100			
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400			
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600			
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900			
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200			
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500			
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700			
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000			
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300			
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500			
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700			
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000			
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300			
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500			
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700			
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000			
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300			
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500			
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700			
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000			
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300			
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500			
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700			
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500				
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800				
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000				
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200				
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500				
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800				
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000				
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200				
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800				
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200				
86	256,000	297,100	346,000						
87	256,300	297,400	346,400						
88	256,600	297,700	346,800						
89	256,900	298,000	347,000						
90	257,200	298,300	347,400						
91	257,500	298,600	347,800						
92	257,800	299,000	348,200						
93	258,100	299,200	348,400						
94		299,400	348,800						
95		299,700	349,200						
96		300,100	349,500						
97		300,300	349,800						
98		300,600	350,200						
99		301,000	350,600						
100		301,400	351,000						
101		301,600	351,500						
102		301,900	351,900						
103		302,200	352,300						
104		302,500	352,700						
105		302,700	353,200						
106		303,000	353,600						
107		303,300	353,900						

	108		303,600	354,200						
	109		303,800	354,700						
	110		304,200							
	111		304,600							
	112		304,900							
	113		305,100							
	114		305,300							
	115		305,600							
	116		306,000							
	117		306,200							
	118		306,400							
	119		306,700							
	120		307,000							
	121		307,400							
	122		307,600							
	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定年前再任用短時間勤務職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

2 行政職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額	給料月額又 は基準給料 月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
	21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
	22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
	23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
	24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
	25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
	26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
	27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
	28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
	29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
	30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
	31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
	32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
	33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
	34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
	35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
	36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900

37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	
63	240,500	259,500	288,200	314,400	
64	240,700	259,800	288,800	315,000	
65	240,900	260,100	289,300	315,600	
66	241,200	260,400	289,800	316,000	
67	241,500	260,700	290,300	316,500	
68	241,700	260,900	290,800	317,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	
71	242,500	261,700	292,200	318,300	
72	242,700	261,900	292,600	318,700	
73	242,900	262,100	293,000	318,900	
74	243,200	262,400	293,400	319,200	
75	243,500	262,700	293,800	319,400	
76	243,700	262,900	294,200	319,700	
77	243,900	263,100	294,600	320,000	
78	244,200	263,400	295,000	320,300	

79	244, 500	263, 700	295, 400	320, 600	
80	244, 700	263, 900	295, 900	320, 800	
81	244, 900	264, 100	296, 200	321, 000	
82	245, 200	264, 400	296, 700	321, 300	
83	245, 400	264, 700	297, 200	321, 600	
84	245, 700	264, 900	297, 700	321, 800	
85	245, 900	265, 100	298, 000	322, 000	
86	246, 100	265, 300	298, 500	322, 300	
87	246, 400	265, 600	299, 000	322, 600	
88	246, 700	265, 900	299, 300	322, 900	
89	246, 900	266, 100	299, 700	323, 100	
90	247, 200	266, 300	300, 200	323, 400	
91	247, 500	266, 600	300, 700	323, 700	
92	247, 700	266, 800	301, 200	323, 900	
93	247, 900	267, 100	301, 500	324, 100	
94	248, 200	267, 400	301, 900	324, 400	
95	248, 500	267, 700	302, 400	324, 700	
96	248, 700	267, 900	302, 900	324, 900	
97	248, 900	268, 100	303, 300	325, 100	
98	249, 200	268, 400	303, 700		
99	249, 500	268, 600	304, 000		
100	249, 700	268, 900	304, 300		
101	249, 900	269, 100	304, 600		
102	250, 200	269, 300	305, 000		
103	250, 500	269, 600	305, 300		
104	250, 700	269, 900	305, 700		
105	250, 900	270, 100	306, 000		
106		270, 300	306, 400		
107		270, 600	306, 800		
108		270, 800	307, 100		
109		271, 100	307, 300		
110		271, 400	307, 600		
111		271, 700	307, 900		
112		271, 900	308, 100		
113		272, 100	308, 300		
114		272, 400	308, 600		
115		272, 600	308, 900		
116		272, 800	309, 100		
117		273, 100	309, 300		
118		273, 400	309, 600		
119		273, 700	309, 900		
120		273, 900	310, 100		

	121		274, 100	310, 300		
	122		274, 300	310, 600		
	123		274, 600	310, 900		
	124		274, 900	311, 100		
	125		275, 100	311, 300		
	126		275, 300	311, 600		
	127		275, 600	311, 900		
	128		275, 900	312, 100		
	129		276, 100	312, 300		
	130		276, 300			
	131		276, 600			
	132		276, 900			
	133		277, 100			
	134		277, 300			
	135		277, 600			
	136		277, 900			
	137		278, 100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		197, 900	209, 000	227, 500	248, 600	279, 800

備考 この表は、自動車運転手、用務員、調理士、業務員、施設管理員その他の職員で市長が定めるものに適用する。ただし、任期付職員条例の規定により採用された職員を除く。

3 任期付職給料表

号給	給料月額
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

備考 この表は、任期付職員条例第2条第1項の規定により採用された職員に適用する。

4 任期付行政職給料表（一）

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
1	183,500	230,000
2	184,600	231,500
3	185,800	233,000
4	186,900	234,500
5	188,000	236,000
6	189,700	237,500
7	191,300	239,000
8	192,900	240,500
9	194,500	242,000
10	196,200	243,400
11	197,800	244,800
12	199,400	246,200
13	201,000	247,400
14	202,700	248,600
15	204,400	249,800
16	206,100	251,000
17	207,400	252,100
18	209,000	253,200
19	210,600	254,300
20	212,100	255,400
21	213,600	256,400
22	215,200	257,400
23	216,800	258,400
24	218,400	259,400
25	220,000	260,400
26	221,700	261,300
27	223,000	262,200
28	224,300	263,100
29	225,600	263,900
30	226,700	264,700
31	227,800	265,500
32	228,900	266,300
33	230,000	267,000
34	231,100	267,800
35	232,200	268,600
36	233,300	269,300
37	234,400	270,000
38	235,400	270,800
39	236,400	271,600
40	237,300	272,300
41	238,200	273,000

42	239,100	273,800
43	239,900	274,600
44	240,700	275,300
45	241,400	276,000
46	242,000	276,700
47	242,600	277,400
48	243,200	278,100
49	243,800	278,800
50	244,400	279,500
51	245,000	280,200
52	245,500	280,900
53	246,000	281,500
54	246,400	282,200
55	246,700	282,800
56	247,000	283,500
57	247,300	284,100
58	247,600	284,800
59	247,900	285,400
60	248,200	286,100
61	248,500	286,700
62	248,800	287,400
63	249,100	288,000
64	249,400	288,500
65	249,700	289,000
66	250,000	289,600
67	250,300	290,100
68	250,600	290,700
69	250,900	291,200
70	251,200	291,700
71	251,500	292,300
72	251,800	292,900
73	252,100	293,400
74	252,400	293,900
75	252,700	294,300
76	253,000	294,600
77	253,300	294,800
78	253,600	295,100
79	253,900	295,300
80	254,200	295,600
81	254,500	295,800
82	254,800	296,000
83	255,100	296,300
84	255,400	296,500
85	255,700	296,800

86	256,000	297,100
87	256,300	297,400
88	256,600	297,700
89	256,900	298,000
90	257,200	298,300
91	257,500	298,600
92	257,800	299,000
93	258,100	299,200
94		299,400
95		299,700
96		300,100
97		300,300
98		300,600
99		301,000
100		301,400
101		301,600
102		301,900
103		302,200
104		302,500
105		302,700
106		303,000
107		303,300
108		303,600
109		303,800
110		304,200
111		304,600
112		304,900
113		305,100
114		305,300
115		305,600
116		306,000
117		306,200
118		306,400
119		306,700
120		307,000
121		307,400
122		307,600
123		307,900
124		308,200
125		308,500

備考 この表は、任期付職員条例に基づき採用された職員のうち、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

5 任期付行政職給料表（二）

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	185,700	227,700
2	187,400	228,500
3	189,100	229,300
4	190,800	230,100
5	192,500	230,800
6	194,200	231,600
7	195,800	232,400
8	197,400	233,200
9	199,000	234,000
10	200,500	234,700
11	202,000	235,400
12	203,500	236,100
13	205,000	236,800
14	206,500	237,400
15	208,000	238,000
16	209,500	238,600
17	211,000	239,200
18	212,400	239,800
19	213,800	240,400
20	215,200	240,900
21	216,600	241,400
22	217,700	241,900
23	218,800	242,400
24	219,900	242,900
25	220,900	243,400
26	221,800	243,900
27	222,700	244,300
28	223,600	244,800
29	224,500	245,400
30	225,300	245,900
31	226,100	246,400
32	226,900	246,800
33	227,700	247,200
34	228,400	247,700
35	229,100	248,200
36	229,800	248,600
37	230,500	249,000
38	231,100	249,500
39	231,700	250,000

40	232, 300	250, 400
41	233, 000	250, 800
42	233, 500	251, 300
43	234, 000	251, 800
44	234, 500	252, 200
45	235, 000	252, 600
46	235, 400	253, 000
47	235, 800	253, 400
48	236, 200	253, 800
49	236, 600	254, 200
50	236, 900	254, 600
51	237, 200	255, 000
52	237, 500	255, 400
53	237, 800	255, 800
54	238, 100	256, 200
55	238, 400	256, 600
56	238, 700	257, 000
57	238, 900	257, 300
58	239, 200	257, 700
59	239, 500	258, 100
60	239, 700	258, 400
61	239, 900	258, 700
62	240, 200	259, 100
63	240, 500	259, 500
64	240, 700	259, 800
65	240, 900	260, 100
66	241, 200	260, 400
67	241, 500	260, 700
68	241, 700	260, 900
69	241, 900	261, 100
70	242, 200	261, 400
71	242, 500	261, 700
72	242, 700	261, 900
73	242, 900	262, 100
74	243, 200	262, 400
75	243, 500	262, 700
76	243, 700	262, 900
77	243, 900	263, 100
78	244, 200	263, 400
79	244, 500	263, 700
80	244, 700	263, 900
81	244, 900	264, 100
82	245, 200	264, 400

83	245, 400	264, 700
84	245, 700	264, 900
85	245, 900	265, 100
86	246, 100	265, 300
87	246, 400	265, 600
88	246, 700	265, 900
89	246, 900	266, 100
90	247, 200	266, 300
91	247, 500	266, 600
92	247, 700	266, 800
93	247, 900	267, 100
94	248, 200	267, 400
95	248, 500	267, 700
96	248, 700	267, 900
97	248, 900	268, 100
98	249, 200	268, 400
99	249, 500	268, 600
100	249, 700	268, 900
101	249, 900	269, 100
102	250, 200	269, 300
103	250, 500	269, 600
104	250, 700	269, 900
105	250, 900	270, 100
106		270, 300
107		270, 600
108		270, 800
109		271, 100
110		271, 400
111		271, 700
112		271, 900
113		272, 100
114		272, 400
115		272, 600
116		272, 800
117		273, 100
118		273, 400
119		273, 700
120		273, 900
121		274, 100
122		274, 300
123		274, 600
124		274, 900
125		275, 100

126		275,300
127		275,600
128		275,900
129		276,100
130		276,300
131		276,600
132		276,900
133		277,100
134		277,300
135		277,600
136		277,900
137		278,100

備考 この表は、任期付職員条例に基づき採用された職員のうち、自動車運転手、用務員、調理士、業務員、施設管理員その他の職員で市長が定めるものに適用する。ただし、任期付職員条例第2条第1項に基づき採用された職員を除く。

別表第2（第4条関係）

1 行政職給料表（一）等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	基本的な知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	1 主査の職務 2 主査教諭の職務
5級	1 副主幹の職務 2 園長の職務
6級	1 課長の職務 2 主幹の職務
7級	1 部次長の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする課長の職務
8級	1 部長の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする部次長の職務
9級	特に高度の知識又は経験を必要とする部長の職務

2 行政職給料表（二）等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う労務職員の職務
2級	基本的な技能又は経験を必要とする業務を行う労務職員の職務
3級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う労務職員の職務
4級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う労務職員の職務
5級	多数の労務職員を指揮監督する主査の職務

3 任期付職給料表基準職務表

基準となる職務
高度の専門的知識経験等を必要とする業務を行う職務

4 任期付行政職給料表（一）等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	基本的な知識又は経験を必要とする業務を行う職務

5 任期付行政職給料表（二）等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う労務職員の職務
2級	基本的な技能又は経験を必要とする業務を行う労務職員の職務

別表第3（第14条関係）

手当の種類	勤務内容		単位	金額
特殊	行旅病人処置業務		件	1,000 円
	行旅死亡人処置業務		件	3,000 円
	時間外で緊急呼び出しによる業務		回	1,500 円
危険	伝染病救治及び患家消毒業務		日	300 円
	災害応急作業等の業務	巡回監視	日	710 円
		応急作業	日	1,080 円
不快	犬猫等の死骸処理業務		匹	500 円

別表（第9条関係）

手当の種類	勤務内容		単位	金額
特殊	時間外で緊急呼び出しによる業務		回	1,500 円
	時間外に待機業務	午後 5 時 15 分から翌日午前 8 時 30 分まで	回	800 円
		午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(ただし、この間に水質検査業務等に 2 時間従事する場合は 1/2)	回	1,200 円
危険	災害応急作業等の業務	巡回監視	日	710 円
		応急作業	日	1,080 円

附則別表 号給の切替表（附則第2条関係）

1 行政職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			

50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							

104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

2 行政職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42

51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		

104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

議案第二十七号

半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年二月二十日提出

半田市長 久世孝宏

半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年半田市条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

第六条第三項を削る。

第八条第四項中「勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく」を「当該職員について定められた」に改める。

第十四条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第十五条第三項中「六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に改める。

第十五条の二第三項中「六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百七・五」を「百分の百五」に改める。

別表第一の二の表を次のように改める。

（別紙のとおり）

別表第一の三の表、四の表及び五の表を削る。

別表第二の三の表、四の表及び五の表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日に施行する。

（委任）

2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

2 行政職報酬表（二）

職務 の級	1級	2級
号給	報酬月額	報酬月額
1	185,700	227,700
2	187,400	228,500
3	189,100	229,300
4	190,800	230,100
5	192,500	230,800
6	194,200	231,600
7	195,800	232,400
8	197,400	233,200
9	199,000	234,000
10	200,500	234,700
11	202,000	235,400
12	203,500	236,100
13	205,000	236,800
14	206,500	237,400
15	208,000	238,000
16	209,500	238,600
17	211,000	239,200
18	212,400	239,800
19	213,800	240,400
20	215,200	240,900
21	216,600	241,400
22	217,700	241,900
23	218,800	242,400
24	219,900	242,900
25	220,900	243,400
26	221,800	243,900
27	222,700	244,300
28	223,600	244,800
29	224,500	245,400
30	225,300	245,900
31	226,100	246,400
32	226,900	246,800
33	227,700	247,200
34	228,400	247,700
35	229,100	248,200
36	229,800	248,600
37	230,500	249,000
38	231,100	249,500

39	231,700	250,000
40	232,300	250,400
41	233,000	250,800
42	233,500	251,300
43	234,000	251,800
44	234,500	252,200
45	235,000	252,600
46	235,400	253,000
47	235,800	253,400
48	236,200	253,800
49	236,600	254,200
50	236,900	254,600
51	237,200	255,000
52	237,500	255,400
53	237,800	255,800
54	238,100	256,200
55	238,400	256,600
56	238,700	257,000
57	238,900	257,300
58	239,200	257,700
59	239,500	258,100
60	239,700	258,400
61	239,900	258,700
62	240,200	259,100
63	240,500	259,500
64	240,700	259,800
65	240,900	260,100
66	241,200	260,400
67	241,500	260,700
68	241,700	260,900
69	241,900	261,100
70	242,200	261,400
71	242,500	261,700
72	242,700	261,900
73	242,900	262,100
74	243,200	262,400
75	243,500	262,700
76	243,700	262,900
77	243,900	263,100
78	244,200	263,400
79	244,500	263,700
80	244,700	263,900

81	244,900	264,100
82	245,200	264,400
83	245,400	264,700
84	245,700	264,900
85	245,900	265,100
86	246,100	265,300
87	246,400	265,600
88	246,700	265,900
89	246,900	266,100
90	247,200	266,300
91	247,500	266,600
92	247,700	266,800
93	247,900	267,100
94	248,200	267,400
95	248,500	267,700
96	248,700	267,900
97	248,900	268,100
98	249,200	268,400
99	249,500	268,600
100	249,700	268,900
101	249,900	269,100
102	250,200	269,300
103	250,500	269,600
104	250,700	269,900
105	250,900	270,100
106		270,300
107		270,600
108		270,800
109		271,100
110		271,400
111		271,700
112		271,900
113		272,100
114		272,400
115		272,600
116		272,800
117		273,100
118		273,400
119		273,700
120		273,900
121		274,100
122		274,300

123		274,600
124		274,900
125		275,100
126		275,300
127		275,600
128		275,900
129		276,100
130		276,300
131		276,600
132		276,900
133		277,100
134		277,300
135		277,600
136		277,900
137		278,100

備考 この表は、労務職員で市長が定めるものに適用する。

議案第二十八号

半田市手数料条例の一部改正について

半田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年二月二十日提出

半田市長 久世 孝宏

半田市手数料条例の一部を改正する条例

半田市手数料条例（昭和三十九年半田市条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の項、建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料（中間検査をしたもの）の項及び建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料（中間検査をしないもの）の項を次のように改める。

建築物に関する確認申請又は計画通知 手数料	床面積の合計が三十平方メートル以内のもの	一件	一〇、〇〇〇円	〃	
	床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの	一件	二八、〇〇〇円	〃	
	床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの	一件	五九、〇〇〇円	〃	
	床面積の合計が二百平方メートルを超え三百平方メートル以内のもの	一件	一〇一、〇〇〇円	〃	
	床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	一件	一四一、〇〇〇円	〃	
	床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一件	二〇七、〇〇〇円	〃	
	床面積の合計が二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	一件	三二三、〇〇〇円	〃	
	床面積の合計が一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの	一件	四六六、〇〇〇円	〃	
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	一件	八三六、〇〇〇円	〃	
	中間検査を行う部分の床面積の合計が三十平方メートル以内のもの	一件	二〇、〇〇〇円	〃	
	中間検査を行う部分の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの	一件	二五、〇〇〇円	〃	
	中間検査を行う部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの	一件	三六、〇〇〇円	〃	

建築物に関する中間検査申請又は特定 工程終了通知手数料															
建築物に関する完了検査申請又は完了 通知手数料（中間検査をしたもの）															
中間検査を行う部分の床面積 の合計が二百平方メートルを 超え三百平方メートル以内の もの	一件	四八、〇〇〇円	〃		中間検査を行う部分の床面積 の合計が三百平方メートルを 超え千平方メートル以内のも の	一件	六二、〇〇〇円	〃		中間検査を行う部分の床面積 の合計が二千平方メートルを 超え一万平方メートル以内の もの	一件	一四三、〇〇〇円	〃		中間検査を行う部分の床面積 の合計が一万平方メートルを 超え五万平方メートル以内の もの
中間検査を行う部分の床面積 の合計が二千平方メートルを 超え一万平方メートル以内の もの	一件	二〇四、〇〇〇円	〃		中間検査を行う部分の床面積 の合計が五千平方メートルを 超えるもの	一件	三九一、〇〇〇円	〃		床面積の合計が三十平方メー トル以内のもの	一件	二二、〇〇〇円	〃		床面積の合計が三十平方メー トル以内のもの
床面積の合計が三十平方メー トルを超え百平方メートル以 内のもの	一件	二七、〇〇〇円	〃		床面積の合計が百平方メー トルを超え二百平方メートル以 内のもの	一件	四〇、〇〇〇円	〃		床面積の合計が千平方メー トルを超え二千平方メートル以 内のもの	一件	九三、〇〇〇円	〃		床面積の合計が二千平方メー トルを超え一万平方メートル以 内のもの
床面積の合計が千平方メー トルを超え二千平方メートル以 内のもの	一件	五三、〇〇〇円	〃		床面積の合計が三百平方メー トルを超え千平方メートル以 内のもの	一件	六六、〇〇〇円	〃		床面積の合計が一万平方メー トルを超え五万平方メートル以 内のもの	一件	二三四、〇〇〇円	〃		床面積の合計が三十平方メー トル以内のもの
床面積の合計が三十平方メー トル以内のもの	一件	二八、〇〇〇円	〃		床面積の合計が三十平方メー トル以内のもの	一件	二二、〇〇〇円	〃		床面積の合計が三十平方メー トル以内のもの	一件	二二、〇〇〇円	〃		床面積の合計が三十平方メー トル以内のもの

建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料（中間検査をしないもの）						
床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの	一件	四一、〇〇〇円	〃			
床面積の合計が二百平方メートルを超え三百平方メートル以内のもの	一件	五五、〇〇〇円	〃			
床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	一件	六七、〇〇〇円	〃			
床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一件	九五、〇〇〇円	〃			
床面積の合計が二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	一件	一七一、〇〇〇円	〃			
床面積の合計が一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの	一件	二四四、〇〇〇円	〃			
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	一件	四四九、〇〇〇円	〃			

別表第二建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料（中間検査をしないもの）の項の次に次の四項を加える。

検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	一件	一二〇、〇〇〇円	〃			
建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料	小荷物専用昇降機	一件	九、〇〇〇円	〃		
	その他の建築設備	一件	二三、〇〇〇円	〃		
建築設備に関する変更確認申請又は変更計画通知手数料	小荷物専用昇降機	一件	六、〇〇〇円	〃		
	その他の建築設備	一件	一〇、〇〇〇円	〃		
建築設備に関する完了検査申請又は完了通知手数料	小荷物専用昇降機	一件	二三、〇〇〇円	〃		
	その他の建築設備	一件	四一、〇〇〇円	〃		

別表第二低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の項を次のように改める。

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十四条第一	一戸建て住宅	一件につき	五、二〇〇円	〃	
建築物全体又は複合建築物（建築物エネルギー消費性能基準等定める省令（平成二十八年経済産業省、国	一棟の戸数が一のもの	一件につき	五、二〇〇円	〃	

低炭素建築物基準適合性確認が認められた場合等				その他の場合																
共同住宅等				一戸建て住宅	その他の建築物		共同住宅等													
建築物全体又は複合建築物に係るもの					その他のもの	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	複合建築物の非住宅部分に係るもの	建築物の非住宅部分に係るもの												
								その他のもの	その他のもの				建築物の非住宅部分に係るもの				建築物の非住宅部分に係るもの			
									一棟の戸数が一のもの	一棟の総戸数が二以上五以下のもの	一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一棟の総戸数が十一以上のもの	一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一棟の総戸数が十一以上のもの	一棟の総戸数が十二以上のもの	一棟の総戸数が十三以上のもの	一棟の総戸数が十四以上のもの	一棟の総戸数が十五以上のもの	一棟の総戸数が十六以上のもの	
一棟の総戸数が十一以上のもの	一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一棟の総戸数が二以上五以下のもの	一棟の戸数が一のもの	き一件につき	き一件につき	き一件につき	き一件につき	き一件につき	き一件につき	き一件につき	き一件につき	き一件につき	き一件につき	き一件につき	き一件につき	き一件につき	き一件につき	き一件につき	き一件につき	
一七、五〇〇円	一〇、五〇〇円	六、二〇〇円	三、二〇〇円	三、二〇〇円	二四八、四〇〇円	九五、〇〇〇円	二四八、四〇〇円	九五、〇〇〇円	一四八、三〇〇円	一〇五、四〇〇円	七四、九〇〇円	三七、一〇〇円	七四、六〇〇円	五一、九〇〇円	三五、九〇〇円	一九、一〇〇円	一〇八、三〇〇円	七五、八〇〇円		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		

[illegible]

その他の建築物			
複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	その他のもの	その他のもの
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
四八、六〇〇円	四八、六〇〇円	一二五、二〇〇円	一二五、二〇〇円
〃	〃	〃	〃

別表第二低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の項の次に次の一項を加える。

低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料	一件につき	建築物の区分に応じ、低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額の欄に掲げる額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て得た額）	〃	
-------------------------------	-------	--	---	--

別表第二建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の項、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項を次のように改める。

一戸建て住宅			
		建築物省エネ法基準省令第一条第一項第二号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの	その他のもの
		建築物省エネ法基準省令第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	その他のもの
全住戸が建築物省エネ法基準省令第一条第一項第二号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める	住戸の数（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る住戸の数をいう。以下、この項において同じ。）が一のもの	住戸の数（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る住戸の数をいう。以下、この項において同じ。）が一のもの	住戸の数（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る住戸の数をいう。以下、この項において同じ。）が一のもの
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
五三、九〇〇円（計画の変更に係る場合にあっては、二七、九〇〇円）	二七、〇〇〇円（計画の変更に係る場合にあっては、一四、一〇〇円）	一九、一〇〇円（計画の変更に係る場合にあっては、一〇、一〇〇円）	二七、〇〇〇円（建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この項において「計画」という。）の変更に係る場合にあっては、一四、一〇〇円）
〃	〃	〃	〃

共同住宅等

共同住宅等													
非住宅部分に係るもの		建築物省エネ法基準省令第四号第三項第一号に規定する共用部分（以下「共用部分」という。）に係るもの	住戸に係るもの										
その他のもの	非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第一条第一項第一号ロに定める基準に係るものであるもの		その他のもの				全住戸が建築物省エネ法基準省令第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの				基準に係るものであるもの		
			住戸の数が十一以上のもの	住戸の数が六以上十以下のもの	住戸の数が二以上五以下のもの	住戸の数が一のもの	住戸の数が十一以上のもの	住戸の数が六以上十以下のもの	住戸の数が二以上五以下のもの	住戸の数が一のもの	住戸の数が十一以上のもの	住戸の数が六以上十以下のもの	
き一件につき	き一件につき	き一件につき	き一件につき	き一件につき	き一件につき	き一件につき	き一件につき	き一件につき	き一件につき	き一件につき	き一件につき	き一件につき	き一件につき
は、二二五、二〇〇円	は、四八、六〇〇円	は、六〇、三〇〇円	は、七五、一〇〇円	は、五四、五〇〇円	は、三八、五〇〇円	は、一九、二〇〇円	は、四〇、二〇〇円	は、二七、七〇〇円	は、一九、〇〇〇円	は、一〇、一〇〇円	は、五七、〇〇〇円	は、三九、六〇〇円	は、二五、八〇〇円
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

						建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料		その他の建築物	
建築物のエネルギー消費性能向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第三十条第一項各号に掲げる基準に適合すると愛知県が定める機械が認められた場合又は当該基準に適合することを証する書類として愛知県が定めるものが添付されたもの						一戸建て住宅		全部が建築物省エネ法基準省令第一条第一項第一号ロに定める基準に係るものであるもの	
共同住宅等						は建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの		その他のもの	
一棟の総戸数が六以上十以下のもの		一棟の総戸数が二以上五以下のもの		一棟の戸数が一のもの		一件につき		一件につき	
き		き		き		き		き	
二九、一〇〇円		一七、五〇〇円		一〇、三〇〇円		五、二〇〇円		九五、〇〇〇円 （計画の変更に係る場合にあっては、四八、六〇〇円） 二四八、四〇〇円 （計画の変更に係る場合にあっては、一二五、二〇〇円）	
//		//		//		//		//	

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料										（以下） この表 において 「計画」 に適合 性確認 機能が 認めら れた場 合と 「等」と いう。	
その他 の場合 共同住 宅等							一戸建て住宅			その他の建築物	複合建築物の非住宅部分に係るもの
建築物全体又は 複合建築物 の住宅部分 に係るもの							建築物省エネ法基準省令第 十 条第二号イ(1)及びロ(2)又はイ (2)及びロ(1)に定める基準に係 るものであるもの				
全住戸 が建築 物省工 ネ法基 準省令 第二十 号及び イ(2)と ロ(2)に 定める 基準に 係る	一棟の戸数 が一のも の	一棟の総戸数 が二以 上五以 下のもの	一棟の総戸数 が六以 上十以 下のもの	一棟の総戸数 が十一 以上のもの	一棟の戸数 が一のも の	一棟の総戸数 が二以 上五以 下のもの	建築物省エネ法基準省令第 十 条第二号イ(2)及びロ(2)に定め る基準に係るものであるもの	その他のもの	建築物省エネ法基準省令第 十 条第二号イ(1)及びロ(2)又はイ (2)及びロ(1)に定める基準に係 るものであるもの	き 一件につ	き 一件につ
五、九〇〇円	一〇、三〇〇円	一九、一〇〇円	七五、八〇〇円	一〇八、三〇〇円	二七、〇〇〇円	五三、九〇〇円	一九、一〇〇円	三七、一〇〇円	二七、〇〇〇円	一〇、三〇〇円	一〇、三〇〇円
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

			計画適合性確認が認められた場合等																
一戸建て住宅			その他の建築物	共同住宅等					一戸建て住宅	その他の建築物									
				複合建築物の非住宅部分に係るもの	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの					建築物全体が建築物省エネ法基準省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	その他のもの	複合建築物の非住宅部分に係るもの	その他のもの					ものであるもの	
					一棟の総戸数が十一以上のもの	一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一棟の総戸数が二以上五以下のもの	一棟の戸数が一のもの					一棟の戸数が一のもの	一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一棟の総戸数が二以上五以下のもの	一棟の戸数が一のもの	一棟の総戸数が十一以上のもの		
建築物省エネ法基準省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	建築物省エネ法基準省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	建築物省エネ法基準省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	き 一件につ	き 一件につ	き 一件につ	き 一件につ	き 一件につ	き 一件につ	き 一件につ	き 一件につ	き 一件につ	き 一件につ	き 一件につ	き 一件につ	き 一件につ	き 一件につ	き 一件につ	き 一件につ	き 一件につ
一九、二〇〇円	一〇、一〇〇円	一四、一〇〇円	六、二〇〇円	六、二〇〇円	一七、五〇〇円	一〇、五〇〇円	六、二〇〇円	三、二〇〇円	三、二〇〇円	二四八、四〇〇円	九五、〇〇〇円	二四八、四〇〇円	九五、〇〇〇円	一四八、三〇〇円	一〇五、四〇〇円	七四、九〇〇円	三七、一〇〇円	七四、六〇〇円	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

その他 の場合															
その他の建築物		共同住宅等													
その他のもの	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	複合建築物の非住宅部分に係るもの	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの												
			その他のもの	その他				全住戸が建築物省エネ法基準省令第十条第二号イ(1)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの				全住戸が建築物省エネ法基準省令第十条第二号イ(1)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの			
				一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一棟の総戸数が六以上十以下のもの	一棟の総戸数が六以上十以下のもの
き一件につ	き一件につ	き一件につ	き一件につ	き一件につ	き一件につ	き一件につ	き一件につ	き一件につ	き一件につ	き一件につ	き一件につ	き一件につ	き一件につ	き一件につ	き一件につ
一二五、二〇〇円	四八、六〇〇円	一二五、二〇〇円	四八、六〇〇円	七七、一〇〇円	五四、五〇〇円	三八、五〇〇円	一九、二〇〇円	四〇、二〇〇円	二七、七〇〇円	一九、〇〇〇円	一〇、一〇〇円	五七、〇〇〇円	三九、六〇〇円	二七、九〇〇円	一四、一〇〇円
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

別表第二建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の項を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料	一件につき	建築物の区分に応じ、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料に係る手数料の額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）	
	〃		

別表第二マンション管理計画認定更新申請手数料の項の次に次の五項を加える。

宅地造成又は特定盛土等工事許可申請手数料	切土又は盛土をする土地の面積が五百平方メートル以内のとき	一件につき	一七、〇〇〇円	〃	
	切土又は盛土をする土地の面積が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のとき	一件につき	二八、〇〇〇円	〃	
	切土又は盛土をする土地の面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のとき	一件につき	四〇、〇〇〇円	〃	
	切土又は盛土をする土地の面積が二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のとき	一件につき	五八、〇〇〇円	〃	
	切土又は盛土をする土地の面積が三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のとき	一件につき	六九、〇〇〇円	〃	
	切土又は盛土をする土地の面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のとき	一件につき	九四、〇〇〇円	〃	
	切土又は盛土をする土地の面積が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のとき	一件につき	一四九、〇〇〇円	〃	
	切土又は盛土をする土地の面積が二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のとき	一件につき	二二六、〇〇〇円	〃	
	切土又は盛土をする土地の面積が四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のとき	一件につき	三六〇、〇〇〇円	〃	
	切土又は盛土をする土地の面積が七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のとき	一件につき	五一〇、〇〇〇円	〃	
	切土又は盛土をする土地の面積が十万平方メートルを超えるとき	一件につき	六六〇、〇〇〇円	〃	

			宅地造成又は特定盛土等工事計画変更許可申請手数料		
土石の堆積をする土地の面積が五百平方メートル以内のとき	き 一件につ	一、二、〇〇〇円	〃	〃	
土石の堆積をする土地の面積が五百平方メートルを超える平方メートル以内のとき	き 一件につ	一四、〇〇〇円	〃	〃	
土石の堆積をする土地の面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のとき	き 一件につ	一七、〇〇〇円	〃	〃	

	土石の堆積工事許可申請手数料							
	土石の堆積をする土地の面積が二平方メートル以内のとき	き 一件につ	二〇、〇〇〇円	〃				
	土石の堆積をする土地の面積が三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のとき	き 一件につ	二九、〇〇〇円	〃				
	土石の堆積をする土地の面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のとき	き 一件につ	三三、〇〇〇円	〃				
	土石の堆積をする土地の面積が一平方メートルを超え二平方メートル以内のとき	き 一件につ	三九、〇〇〇円	〃				
	土石の堆積をする土地の面積が二平方メートルを超え四平方メートル以内のとき	き 一件につ	五三、〇〇〇円	〃				
	土石の堆積をする土地の面積が四平方メートルを超え七平方メートル以内のとき	き 一件につ	七四、〇〇〇円	〃				
	土石の堆積をする土地の面積が七平方メートルを超え十平方メートル以内のとき	き 一件につ	一〇二、〇〇〇円	〃				
	土石の堆積をする土地の面積が十平方メートルを超えるとき	き 一件につ	一三二、〇〇〇円	〃				
次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手数料の額を合算した額。ただし、当該合算した額が一三二、〇〇〇円を超えるときは、一三二、〇〇〇円とする。 一 土石の堆積に関する工事の計画の変更（次号のみに該当する変更を除く。） 前項区分の欄に掲げる面積（同号に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面								

土石の堆積工事計画変更許可申請手数料							き 一件につ	積、土石の堆積をする土地の面積の縮小を伴う場合には、縮小後の土石の堆積をする土地の面積（の面積）の区分に応じ、同項手数料の額の欄に掲げる額に十分の一を乗じて得た額 二 土石の堆積をする土地の追加に係る設計の変更追加される土石の堆積をする土地の前項区分の欄に掲げる面積の区分に応じ、同項手数料の額の欄に掲げる額 三 その他の変更 一二、〇〇〇円	〃	
宅地造成又は特定盛土等工事中間検査申請手数料							き 一件につ	四、〇〇〇円	〃	
切土又は盛土をする土地の面積が二平方メートル以内のとき							き 一件につ	五、〇〇〇円	〃	
切土又は盛土をする土地の面積が二平方メートル以内のとき							き 一件につ	七、〇〇〇円	〃	
切土又は盛土をする土地の面積が二平方メートル以内のとき							き 一件につ	一一、〇〇〇円	〃	
切土又は盛土をする土地の面積が四平方メートル以内のとき							き 一件につ	一九、〇〇〇円	〃	
切土又は盛土をする土地の面積が七平方メートル以内のとき							き 一件につ	三一、〇〇〇円	〃	
切土又は盛土をする土地の面積が十平方メートル以内のとき							き 一件につ	四四、〇〇〇円	〃	

別表第二備考第一号を次のように改める。

一 この表に規定する建築物に関する確認申請又は計画通知手数料について、手数料の種類の欄の床面積の合計は、次に掲げる面積をもって算定する。

イ 建築物を建築する場合（確認を受けた建築物の計画の変更をする場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

□ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築する場合（建築物を移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積を増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積）

ハ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（二に規定する場合を除く。）にあつては、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一

二 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合にあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一

別表第二備考第四号から第十九号までを次のように改める。

四 この表に規定する建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料に係る種類の欄の床面積の合計は、建築物を建築した場合（建築物を移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一について算定する。

五 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、イに掲げる場合に限る。）には、それぞれ次に定める額を加算する。

イ 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。） 一万三百円

ロ 非住宅部分がある場合 イに定める額

六 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、イに掲げる場合に限る。）には、それぞれ次に定める額を加算する。

イ 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。） 十一万八千五百円

ロ 非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が建築物省エネ法基準省令第十条第一号に規定する工場等（以下「工場等」という。）である場合に限る。） 四万七千五百円

ハ 非住宅部分がある場合（ロに規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。） 九万五千円

二 非住宅部分がある場合（ロ及びハに規定する場合を除く。） 二十四万八千四百円

七 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等（複合建築物の非住宅部分に係るものに限る。）又はその他の建築物に係る申請に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る手数料の額の欄に掲げる額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

八 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料（低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、イに掲げる場合に限る。）には、それぞれ次に定める額を加算する。

イ 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。） 六千二百円
ロ 非住宅部分がある場合 イに定める額

九 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、イに掲げる場合に限る。）には、それぞれ次に定める額を加算する。

イ 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。） 六万三百円

ロ 非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。） 二万四千三百円

ハ 非住宅部分がある場合（ロに規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。） 四万八千六百円

二 非住宅部分がある場合（ロ及びハに規定する場合を除く。） 十二万五千二百円

十 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等（複合建築物の非住宅部分に係るものに限る。）又はその他の建築物に係る申請に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る手数料の額の欄に掲げる額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

十一 低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料（低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、イに掲げる場合に限る。）には、それぞれ次に定める額を加算する。

イ 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。） 三千百円

ロ 非住宅部分がある場合 イに定める額

十二 低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料（その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、イに掲げる場合に限る。）には、それぞれ次に定める額を加算する。

イ 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。） 三万百円

ロ 非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。） 一万二千百円

ハ 非住宅部分がある場合（ロに規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。） 二万四千三百円

二 非住宅部分がある場合（ロ及びハに規定する場合を除く。） 六万二千六百円

十三 低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料（その他の場合における共同住宅等（複合建築物の非住宅部分に係るものに限る。）又はその他の建築物に係る申請に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る手数料の額の欄の規定にかかわらず、第十号の規定により計算して得た額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

十四 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第一条第一号ロに定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

十五 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該手数料に係る建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分を含む。）が設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に含まれていない場合又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている同法第三十二条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する他の建築物につき当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第三十条第一項若しくは第三十一条第一項の認定における評価の方法と同様の評価の方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこととなる場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る手数料の額の欄及び前号の規定にかかわらず、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあっては、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料）に係る計画適合性確認機関が認めた場合等の区分に係る手数料の額の欄に掲げる額に相当する額とする。

十六 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該手数料に係る共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものの判定を一の申請書により受けようとする場合における当該判定に係る手数料の額は、当該共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものについてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額に相当する額を合算した額とする。

十七 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る手数料の額の欄の規定にかかわらず、第十四号の規定により計算して得た計画の変更に係る場合の額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

十八 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料について、当該手数料に係る建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分をいう。）が設計一時エネルギー消費量の算出の基礎に含まれていない場合又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている同法第三十二条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する他の建築物につき当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第三十条第一項若しくは第三十一条第一項の認定における評価の方法と同様の評価の方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこととなる場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る手数料の額の欄及び前号の規定にかかわらず、第十五号の規定により計算して得た建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合の額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

十九 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料について、当該手数料に係る共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものの証明書の交付を一の申請書により受けようとする場合における当該証明書の交付に係る手数料の額は、当該共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものについてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の額に相当する額を合算した額とする。

別表第二備考に次のように加える。

二十 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、イに掲げる場合に限る。）には、それぞれ次に定める額を加算する。

イ 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。） 一万三百円

ロ 非住宅部分がある場合 イに定める額

二十一 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、イに掲げる場合に限る。）には、それぞれ次に定める額を加算する。

イ 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。） 十一万八千五百円

ロ 非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。） 四万七千五百円

ハ 非住宅部分がある場合（ロに規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。） 九万五千円

二 非住宅部分がある場合（ロ及びハに規定する場合を除く。） 二十四万八千四百円

二十二 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等（複合建築物の非住宅部分に係るものに限る。）又はその他の建築物に係る申請に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る手数料の額の欄に掲げる額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

二十三 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第一項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物についてそれぞれ別の申請があつたものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に相当する額を合算した額とする。

二十四 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、イに掲げる場合に限る。）には、それぞれ次に定める額を加算する。

イ 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。） 六千二百円

ロ 非住宅部分がある場合 イに定める額

二十五 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、イに掲げる場合に限る。）には、それぞれ次に定める額を加算する。

イ 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。） 六万三百円

ロ 非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。） 二万四千三百円

ハ 非住宅部分がある場合（ロに規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。） 四万八千六百円

- 二 非住宅部分がある場合（□及びハに規定する場合を除く。） 十二万五千二百円
- 二十六 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等（複合建築物の非住宅部分に係るものに限る。）又はその他の建築物に係る申請に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第十条第一号イ(2)及び□(2)に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る手数料の額の欄に掲げる額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て得た額）とする。
- 二十七 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十一条第一項の変更の認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（変更がないものを除く。）についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額（当該変更により建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額）に相当する額を合算した額とする。
- 二十八 建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料（計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次に掲げる場合は、それぞれ次に定める額を加算する。
- イ 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。） 三千百円
- ロ 非住宅部分がある場合 イに定める額
- 二十九 建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料（その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、イに掲げる場合に限る。）には、それぞれ次に定める額を加算する。
- イ 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。） 三万百円
- ロ 非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。） 一万二千百円
- ハ 非住宅部分がある場合（□に規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第十条第一号イ(2)及び□(2)に定める基準に係るものである場合に限る。） 二万四千三百円
- 二 非住宅部分がある場合（□及びハに規定する場合を除く。） 六万二千六百円
- 三十 建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料（その他の場合における共同住宅等（複合建築物の非住宅部分に係るものに限る。）又はその他の建築物に係る申請に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、第二十六号の規定により計算して得た額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て得た額）とする。

三十一 建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料について、当該証明書の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（軽微な変更があるものに限る。）についてそれぞれ別の申請があつたものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の額に相当する額を合算した額とする。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第二宅地造成又は特定盛土等工事許可申請手数料の項、宅地造成又は特定盛土等工事計画変更許可申請手数料の項、土石の堆積工事許可申請手数料の項、土石の堆積工事計画変更許可申請手数料の項及び宅地造成又は特定盛土等工事中間検査申請手数料の項の改正規定は、令和七年五月九日から施行する。

議案第二十九号

半田市使用料条例の一部改正について

半田市使用料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年二月二十日提出

半田市長 久世孝宏

半田市使用料条例の一部を改正する条例

半田市使用料条例（昭和三十九年半田市条例第一号）の一部を次のように改正する。
別表中

学校施設					
冷暖房設備	会議室	コンピュータ教室 その他特別教室（図書は除く。）		三二〇円	石油ストーブ及び扇風機による冷暖房を除く。
		一時間		一〇〇円	
		一時間		一〇〇円	
		一時間		一〇〇円	

を

学校施設					
冷暖房設備	会議室	図書館を除く特別 教室		一〇〇円	石油ストーブ及び扇風機による冷暖房を除く。
		一時間		一〇〇円	
		一時間		一〇〇円	
		一時間		一〇〇円	

に、

半六庭園					
施設を管理する場合	施設を設ける場合	興行、集会、展示会その他これらに類する催し等のために、半六庭園の全部又は一部を独占して利用する場合	物品販売その他これに類する行為	二五平方メートル未満	物品販売その他これに類する行為、又は、興行、集会、展示会その他これらに類する催し等のため仮設工作物を設ける場合
			をする場合 一店舗につき	二五平方メートル以上	
	一平方メートルにつき	一平方メートルにつき	一日につき	二、〇三〇円	占有面積 一平方メートルにつき
六、九〇〇円	四、三九〇円	一二円	八二円		四一円
施設を設け、又は管理する許可を受けたとき	利用の許可を受けたとき				
使用料の金額を算定する場合において、この表に定める単位に満たないもの又は単位未満の端数があるときは、その単位に満たない部分又は端数は、それぞれ一単位として計算する。	一 使用料の金額を算定する場合において、この表に定める単位に満たないもの又は単位未満の端数があるときは、その単位に満たない部分又は端数は、それぞれ一単位として計算する。 二 興行等で利用する場合において、営利宣伝等以外の目的で入場料又はこれに類する金銭を徴収するときは、上記金額の二倍の額、営利宣伝等を目的として使用するときは、上記金額の五倍の額とする。				

を

半六庭園					
物品販売その他これに類する行為、又は、興行、集会、展示会その他これらに類する催し等のため仮設工作物を設ける場合	二五平方メートル	二五平方メートル	占有面積 一平方メートルにつき	四〇円	利用の許可を受けたとき 一 使用料の金額を算定する場合において、この表に定める単位に満たないもの又は単位未満の端数があるときは、その端数があるときは、その単位に満たない部分又は端数は、それぞれ一単位として計算する。 二 興行等で利用する場合において、営利宣伝等以外の目的で入場料又はこれに類する金銭を徴収するときは、上記金額の二倍の額、営利宣伝等を目的として使用するときは、上記金額の五倍の額とする。
	未滿	以上			
興行、集会、展示会その他これらに類する催し等のために、半六庭園の全部又は一部を独占して利用する場合	二五平方メートル	一平方メートル	一平方メートルにつき	七円	施設を設ける場合、又は管理する許可を受けたとき 使用料の金額を算定する場合において、この表に定める単位に満たないもの又は単位未満の端数があるときは、その単位に満たない部分又は端数は、それぞれ一単位として計算する。
	以上	一平方メートル			
施設を設ける場合	二、八四〇円	四、六八〇円	施設を管理する場合 一平方メートルにつき	施設を設ける場合、又は管理する許可を受けたとき	

に改め、ヨットハウスの項を削る。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

議案第三十号

半田市体育施設条例の一部改正について

半田市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年二月二十日提出

半田市長 久世孝宏

半田市体育施設条例の一部を改正する条例

半田市体育施設条例（昭和五十一年半田市条例第十号）の一部を次のように改正する。
別表中ヨットハウスの項を削る。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

議案第三十一号

半田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

半田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年二月二十日提出

半田市長 久世 孝 宏

半田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

半田市消防団員等公務災害補償条例（昭和四十一年半田市条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「九千百円」を「九千七百円」に「一万四千二百円」を「一万四千五百円」に改め、同条第三項中「又は第三号から第六号までのいずれか」を削り、「二百十七円」を「百円」に、「三百三十三円」を「三百八十三円」を、第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円」に改め、同条第四項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改める。

別表中「一二、五〇〇」を「一二、九〇〇」に、「一三、三五〇」を「一三、七〇〇」に、「一四、二〇〇」を「一四、五〇〇」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の半田市消防団員等公務災害補償条例第五条第二項及び第三項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた半田市消防団員等公務災害補償条例第五条第一項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第八条の二に規定する傷病補償年金、第九条に規定する障がい補償年金及び第十一条に規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第三十二号

半田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
半田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年二月二十日提出

半田市長 久世孝宏

半田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
半田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和三十九年半田市条例第四十九号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

（別紙のとおり）

別表 非常勤消防団員退職報償金支払額表（第二条関係）

階級	勤務年数						
	五年以上十年未満	十年以上十五年未満	十五年以上二十年未満	二十年以上二十五年未満	二十五年以上三十年未満	三十年以上三十五年未満	三十五年以上
団長	二三九、〇〇〇円	三四四、〇〇〇円	四五九、〇〇〇円	五九四、〇〇〇円	七七九、〇〇〇円	九七九、〇〇〇円	一、〇七九、〇〇〇円
副団長	二三九、〇〇〇円	三三九、〇〇〇円	四二九、〇〇〇円	五三四、〇〇〇円	七〇九、〇〇〇円	九〇九、〇〇〇円	一、〇〇九、〇〇〇円
分団長	二二九、〇〇〇円	三二八、〇〇〇円	四一三、〇〇〇円	五一三、〇〇〇円	六五九、〇〇〇円	八四九、〇〇〇円	九四九、〇〇〇円
副分団長	二二四、〇〇〇円	三〇三、〇〇〇円	三八八、〇〇〇円	四七八、〇〇〇円	六二四、〇〇〇円	八〇九、〇〇〇円	九〇九、〇〇〇円
部長及び班長	二〇四、〇〇〇円	二八三、〇〇〇円	三五八、〇〇〇円	四三八、〇〇〇円	五六四、〇〇〇円	七三四、〇〇〇円	八三四、〇〇〇円
団員	二〇〇、〇〇〇円	二六四、〇〇〇円	三三四、〇〇〇円	四〇九、〇〇〇円	五一九、〇〇〇円	六八九、〇〇〇円	七八九、〇〇〇円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の半田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和七年四月一日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第三十三号

半田市犯罪被害者等支援条例の制定について

半田市犯罪被害者等支援条例を次のように定めるものとする。

令和七年二月二十日提出

半田市長 久世 孝宏

半田市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- 四 二次被害 犯罪被害者等が犯罪等による直接的な被害を受けた後に、加害者及びその関係者の不誠実な言動、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

五 再被害 犯罪等により害を被った者が更なる犯罪等により害を被ることをいう。

(基本理念)

第三条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、個人としての尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを前提として、行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害及び再被害の発生の状況その他の事情に応じて、適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、地域社会において孤立することなく、また、二次被害及び再被害を受けることなく、安心して暮らすことができるように、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、市、市民及び事業者の連携・協力により、積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第四条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民及び事業者のほか、県その他行政機関、犯罪被害者等支援を行う民間の団体その他の関係者と連携・協力しなければならない。

（市民の責務）

第五条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩への配慮の重要性、二次被害及び再被害の防止の重要性その他犯罪被害者等支援の重要性についての理解を深めるとともに、二次被害及び再被害が生ずることのないように十分配慮するよう努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩への配慮の重要性、二次被害及び再被害の防止の重要性その他犯罪被害者等支援についての理解を深めるとともに、二次被害及び再被害が生ずることのないように十分配慮するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する犯罪被害者等の就業に十分配慮

するよう努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（相談、情報の提供等）

第七条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について、相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援を行う民間の団体その他の関係者の紹介その他の必要な措置を講ずるものとする。

（経済的負担の軽減のための措置）

第八条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する支援金の支給その他の必要な措置を講ずるものとする。

（居住の安定等のための措置）

第九条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るとともに、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等の一時的な利用のための住居の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（日常生活の支援）

第十条 市は、犯罪被害等により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対し、日常生活の支援のため、必要な施策を実施するものとする。

（広報及び啓発）

第十一条 市は、市民及び事業者が、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩への配慮の重要性、二次被害及び再被害の防止の重要性その他犯罪被害者等支援についての理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

（意見の反映）

第十二条 市は、犯罪被害者等支援に関する施策の適正な推進に資するため、犯罪被害者等その他市民及び事業者の意見を聴き、これらの者の意見を当該施策に反映することができるよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第十三条 市は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の

措置を講ずるよう努めるものとする。

（個人情報の管理）

第十四条 市は、犯罪被害者等支援に従事する者に対し、犯罪被害者等支援における個人情報の保護の重要性を認識して、犯罪被害者等に係る個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

議案第三十四号

半田市道路占用料条例等の一部改正について

半田市道路占用料条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年二月二十日提出

半田市長 久世孝宏

半田市道路占用料条例等の一部を改正する条例

(半田市道路占用料条例の一部改正)

第一条 半田市道路占用料条例(昭和四十四年半田市条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

(別紙のとおり)

(半田市水路等の管理に関する条例の一部改正)

第二条 半田市水路等の管理に関する条例(昭和四十四年半田市条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

(別紙のとおり)

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(半田市道路占用料条例)
別表(第二条関係)

占用物件の種類	区分	単位	占用料
法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物	第一種電柱	一本につき一年	九九〇円
	第二種電柱		一、五〇〇円
	第三種電柱		二、〇〇〇円
	第一種電話柱		八八〇円
	第二種電話柱		一、四〇〇円
	第三種電話柱		一、九〇〇円
	その他の柱類		八八円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートルにつき一年	九円
	地下に設ける電線その他の線類		五円
	路上に設ける変圧器	一個につき一年	八六〇円
	地下に設ける変圧器	占用面積一平方メートルにつき一年	五三〇円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	一個につき一年	一、八〇〇円
	郵便差出箱		七四〇円
	広告塔	表示面積一平方メートルにつき一年	二、二〇〇円
法第三十二条第一項第二号に掲げる物件	その他のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	一、八〇〇円
	外径〇・〇七メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	三七円
	外径〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの		五三円
	外径〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの		七九円
	外径〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの		一一〇円
	外径〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの		一六〇円
	外径〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの		二一〇円
	外径〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの		三七〇円
	外径〇・七メートル以上一・〇メートル未満のもの		五三〇円
	外径一メートル以上のもの		一、一〇〇円

法第三十二条第一項第三号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第二条第二項第五号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	その他のもの		一本につき一年	五円
				地下に設けるもの	地下に設けるもの		
					上空に設けるもの		
					上空に設けるもの		
法第三十二条第一項第四号に掲げる施設	その他のもの				占用面積一平方メートルにつき一年	一、八〇〇円	一、八〇〇円
法第三十二条第一項第五号に掲げる施設	上空に設ける通路 地下に設ける通路	その他のもの			占用面積一平方メートルにつき一年	一、一〇〇円	六六〇円
法第三十二条第一項第六号に掲げる施設	その他のもの				占用面積一平方メートルにつき一日	二二〇円	二二〇円
令第七条第一号に掲げる物件	看板（ア） ―チであるものを除く。）	一時的に設けるもの	その他のもの		表示面積一平方メートルにつき一月	二、二〇〇円	二、二〇〇円
旗ざお	標識	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その他のもの		一本につき一年	一、四〇〇円	一、四〇〇円
その他のもの	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その他のもの			一本につき一日	二二円	二二〇円

	幕（令第七 条第四 号に掲げ る工事に 係るもの を除く。）	祭礼、縁日等 に際し、一時的 に設けるもの	その占有面積一 平方メートルに つき一日	二二〇円
令第七条第二号 に掲げる施設	アーチ	車道を横断するもの その他のもの	一基につき一月	二、二〇〇円 一、一〇〇円
令第七条第三号 に掲げる施設			占有面積一平方 メートルにつき 一年	一、八〇〇円
令第七条第四号 に掲げる工事に 係る及び同条第 五号に掲げる工 事用材料			占有面積一平方 メートルにつき 一月	二二〇円

備考

- 一 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものとする。
- 二 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものとする。
- 三 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

四 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

五 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、一平方メートル又は一メートルとして計算するものとする。

六 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。

七 占用の期間が一月未満の占用についての占用料の額は、この表により算定された額に百分の百十を乗じた額とし、その額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

（半田市水路等の管理に関する条例）
別表（第十条関係）

使用物件の種類		区分	単位	使用料	
電柱類	第一種電柱		一本につき一年	九九〇円	
	第二種電柱			一、五〇〇円	
	第三種電柱			二、〇〇〇円	
	第一種電話柱			八八〇円	
	第二種電話柱			一、四〇〇円	
	第三種電話柱			一、九〇〇円	
	その他の柱類			八八円	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ一メートルにつき一年	九円	
	地下に設ける電線その他の線類			五円	
	路上に設ける変圧器		一個につき一年	八六〇円	
	地下に設ける変圧器		使用面積一平方メートルにつき一年	五三〇円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		一個につき一年	一、八〇〇円	
	郵便差出箱			七四〇円	
	広告塔		表示面積一平方メートルにつき一年	二、二〇〇円	
	その他のもの		使用面積一平方メートルにつき一年	一、八〇〇円	
	地下埋設物	外径〇・〇七メートル未満のもの		長さ一メートルにつき一年	三七円
		外径〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの			五三円
		外径〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの			七九円
		外径〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの			一一〇円
		外径〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの			一六〇円
外径〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの				二一〇円	
外径〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの				三七〇円	

自動運行補助施設	満のもの								
	外径〇・七メートル以上一・〇メートル未満のもの								
	外径一メートル以上のもの								
	道路法第二条第二項第五号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類			地下に設けるもの			長さ一メートルにつき一年		
通路	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類			その他のもの			一本につき一年		
	その他のもの			上空に設けるもの			使用面積一平方メートルにつき一年		
	上空に設ける通路			地下に設けるもの			使用面積一平方メートルにつき一年		
	地下に設ける通路			その他のもの			一、一〇〇円 六六〇円		
露店、商品置場類	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの			使用面積一平方メートルにつき一日			一、八〇〇円 一二二円		
	その他のもの			使用面積一平方メートルにつき一月			一二二〇円		
	看板(アーチであるものを除く。)			一時的に設けるもの			表示面積一平方メートルにつき一月		
	看板(アーチであるものを除く。)			その他のもの			表示面積一平方メートルにつき一年		
看板類	標識			一本につき一年			一、四〇〇円		
	旗ざお			一本につき一日			一二二円		
	その他のもの			祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの			一二二〇円		
	幕(道路法施行令			祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの			その使用面積一		

工事施設及び工 用材料置場	アーチ	(昭和二十七年政令 第四百七十九号)第 七条第四号に掲げ る工事用施設であ るものを除く。)			額
		し、一時的に設ける もの	その他のもの	車道を横断するもの その他のもの	
第五条第四号に掲 げるもの		平方メートルに つき一日	平方メートルに つき一月	一基につき一月	二、二〇〇円
				使用面積一平方 メートルにつき 一月	一、一〇〇円
					二二〇円
					市長が定める 額

備考

- 一 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものとする。
- 二 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものとする。
- 三 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 四 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 五 表示面積、使用面積若しくは使用物件の面積若しくは長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、一平方メートル又は一メートルとして計算するものとする。

六 使用料の額が年額で定められている使用物件に係る使用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端

数があるときは一月として計算し、使用料の額が月額で定められている使用物件に係る使用の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。

七 使用の期間が一月未満の使用についての使用料の額は、この表により算定された額に百分の百十を乗じた額とし、その額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

議案第三十五号

半田市都市公園条例の一部改正について

半田市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年二月二十日提出

半田市長 久世孝宏

半田市都市公園条例の一部を改正する条例

半田市都市公園条例（昭和五十五年半田市条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

（別紙のとおり）

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

半田市都市公園条例 別表（第十一条関係）

区分		単位	使用料
公園施設を設ける場合		一平方メートル一年につき	二、八四〇円
公園施設を管理する場合			四、六八〇円
物品販売その他これに類する行為、又は、競技会、集会、展示会、興行その他これらに類する催し等のため仮設工作物を設ける場合		占有面積一平方メートル一日につき	四〇円
物品販売その他これに類する行為を二五平方メートル未満とする場合		一日につき	二、〇〇〇円
業として行う写真展、又は、映画の撮影、競技会、集会、展示会、興行その他これらに類する催しのために、都市公園の全部又は一部を独占して利用する場合		一平方メートル一日につき	八〇円
		一平方メートル一日につき	七円
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十二条第一項第一号に掲げる工作物を設ける場合		半田市道路占用料条例別表の定めるところによる。	
第一種電柱			
第二種電柱			
第三種電柱			
第一種電話柱			
第二種電話柱			
第三種電話柱			
その他の柱類			
共架電線その他上空に設ける線類			
地下電線その他地下に設ける線類			
変圧塔その他これに類するもの			
郵便差出箱			
公衆電話所			

道路法第三十二条第一項第二号に掲げる物件を設ける場合	外径〇・〇七メートル未満のもの
	外径〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの
	外径〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの
	外径〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの
	外径〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの
	外径〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの
	外径〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの
	外径〇・七メートル以上一メートル未満のもの
	外径一メートル以上のもの
	標識
道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第七条第一号に掲げる物件を設ける場合	
以上に定める場合のほか、半田市道路占用料条例別表に定める占用物件を設ける場合	

備考

一 使用料の金額を算定する場合において、この表に定める単位に満たないもの又は単位未満の端数があるときは、その単位に満た

ない部分又は端数は、それぞれ一単位として計算する。

二 占用の期間が一月未満の占用についての使用料の額は、この表により算定された額に百分の百十を乗じた額とし、その額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

三 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。

四 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)(のうち三条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。))を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。

五 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

六 興行等を行う場合で、入場料等を徴収するときは、別表に定める額に入場料等を徴収して得た収入の総額に百分の十を乗じて得た額を加算した額とする。

七 別表の使用料の額が著しく不適当な場合の使用料は、市長が定める額とする。

議案第三十六号

半田市水道事業給水条例の一部改正について

半田市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年二月二十日提出

半田市長 久世 孝宏

半田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

半田市水道事業給水条例（平成十年半田市条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第三項中「遠隔指示メーター」を「水道スマートメーター」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 現に設置している集中検針盤を使用している場合は、第二十九条第三項の規定にかかわらず、当分の間、遠隔指示メーターを設置し、集中検針が可能な集合住宅等について、同条第二項を適用しないものとすることができる。

議案第37号

土地区画整理事業に伴う町の区域の変更について

半田乙川中部土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から、本市の別図1に示す区域において町の区域を別図2のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

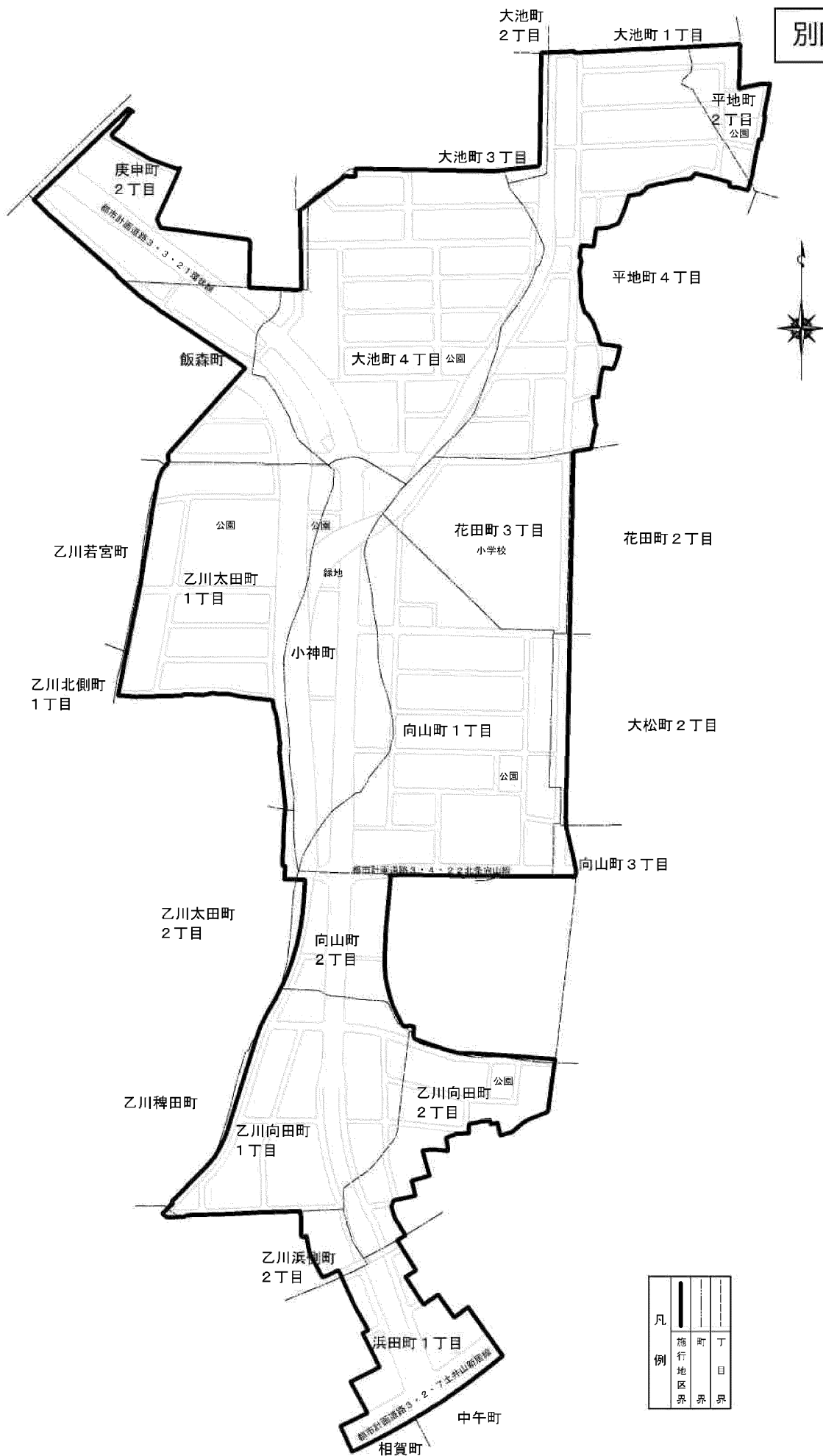
半田市長 久世孝宏

提案理由

半田乙川中部土地区画整理事業の施行に伴い、町の区域を変更するため提案する。

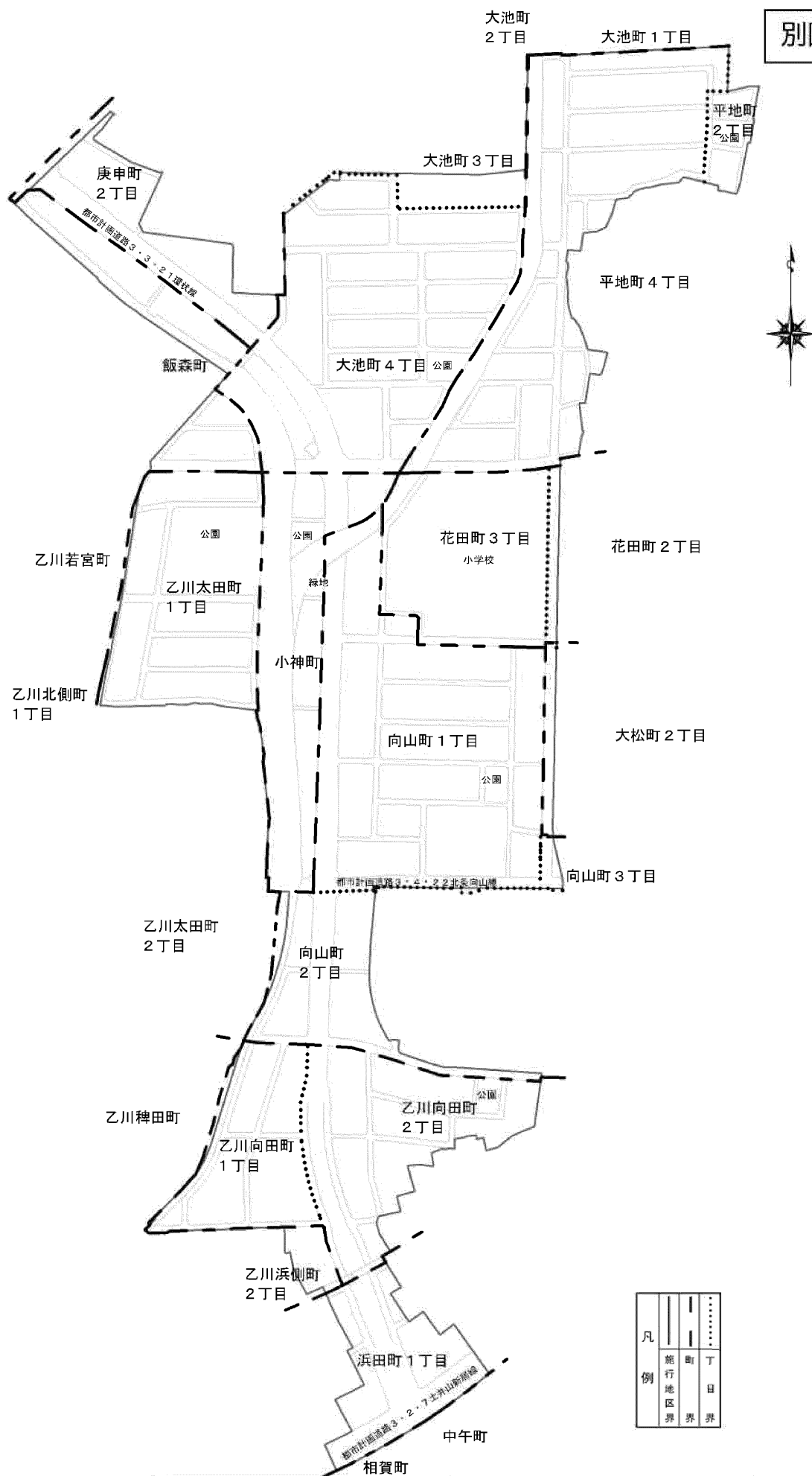
变更前

別図1



変更後

別圖 2



議案第38号

和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年10月29日東海市横須賀町四ノ割7地先（国道155号線）で発生した車両の損傷事故における和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

半田市長 久 世 孝 宏

1 和解の内容

本件車両損傷事故の責任割合において、半田市は、損害賠償の相手方に対し、車両修繕費等の全額を負担し、損害賠償の責めを負うものとする。

2 損害賠償の額

金1,270,134円

3 損害賠償の相手方

東海市在住 40歳代男性

議案第39号

和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年12月13日半田市昭和町二丁目49番地先の道路上で発生した車両の損傷事故における和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

半田市長 久 世 孝 宏

1 和解の内容

本件車両損傷事故の責任割合において、半田市は、損害賠償の相手方に対し、車両修繕費の全額を負担し、損害賠償の責めを負うものとする。

2 損害賠償の額

金529,941円

3 損害賠償の相手方

半田市在住 30歳代女性

議案第40号

和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年9月10日半田市古浜町61番地の1先の道路上で発生した交通事故における和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

半田市長 久 世 孝 宏

1 和解の内容

本件交通事故の責任割合において、半田市は、損害賠償の相手方に対し、治療費等の全額を負担し、損害賠償の責めを負うものとする。

2 損害賠償の額

金680,015円

3 損害賠償の相手方

半田市在住 70歳代女性

議案第41号

和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年3月27日半田市白山町五丁目202番1地先（市道清城成岩本町線）で発生した側溝転落負傷事故における和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

半田市長 久 世 孝 宏

1 和解の内容

本件側溝転落負傷事故の責任割合において、半田市は、損害賠償の相手方に対し、治療費等の全額を負担し、損害賠償の責めを負うものとする。

2 損害賠償の額

金739,311円

3 損害賠償の相手方

刈谷市在住 50歳代女性

議案第42号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第3項の規定に基づき、次のとおり路線を廃止するものとする。

令和7年2月20日提出

半田市長 久世孝宏

路線 番号	路線名	起点（地先）	終点（地先）	延長 (m)
2604	源内林13号線	乙川源内林町二丁目 34番1地先	乙川源内林町二丁目 140番1地先	188.2

道路延長調書

（令和7年1月31日現在）

路線数	総延長 (m)
認定市道3,155路線	661,373.1
今回廃止市道 1路線	188.2
今回認定市道 4路線	216.5
合計 3,158路線	661,401.4

議案第43号

市道路線の認定について
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、次のとおり路線を認定するものとする。

令和7年2月20日提出

半田市長 久世孝宏

路線番号	路線名	起点（地先）	終点（地先）	延長（m）
1702	高根63号線	亀崎高根町六丁目 32番9地先	亀崎高根町六丁目 32番7地先	21.2
2700	源内林27号線	乙川源内林町二丁目 34番1地先	乙川源内林町二丁目 122番1地先	93.6
2701	源内林28号線	乙川源内林町二丁目 137番7地先	乙川源内林町二丁目 140番1地先	66.8
6304	住吉63号線	住吉町三丁目 104番8地先	住吉町三丁目 104番6地先	34.9

道路延長調書

（令和7年1月31日現在）

路線数	総延長（m）
認定市道3, 155路線	661, 373.1
今回廃止市道 1路線	188.2
今回認定市道 4路線	216.5
合計 3, 158路線	661, 401.4

